

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 6 月 2 9 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成28年6月29日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○井神議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、2番、宮本要代議員、3番、玉田隆紀議員、16番、尾和弘一議員、15番、増田浩二議員、10番、田畑昭二議員、14番、市來利恵議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次発言を許可いたします。

通告1番、2番、宮本要代議員、総括方式で質問願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、総括方式で一般質問を行います。

質問に入る前に、4月14日に発生した熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さん、今なお避難生活を強いられている皆さんに対し、心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧を願っています。

熊本地震から多くのことを私たちは学ぶことになりました。地震の起こる確率が低く、想定していない熊本で地震が起きました。岩出市においても、いつ地震が起きるかもしれません。今回は、この熊本地震を考えてお伺いします。

先日、総務文教常任委員会で愛媛県松山市に視察してきました。岩出市においてもそうですが、消防団の業務は、従来の火災消火を主としていましたが、地震や風水害等が頻発、大規模化する昨今において、住民の目が消防団に向けられるようになり、地域住民が求める消防団の役割が増大しています。災害時はもちろん、平常時においても、みずからの活動に対する訓練、研修、調査のほか、住民への指導・啓発・広報といった活動の拡大とそれに伴う負担が大きくなっているのが現状です。1人の団員がその全てに対応するのは大きな負担です。

松山市は、できる範囲の活動する機能別消防団という考え方を導入しました。郵

便の配達等、地域に精通していることから、大規模災害時に情報収集や避難広報等を行う郵政消防団員、大規模災害時に、若さ、行動力、また専攻学科の語学、医学、福祉等の知識を生かして、避難所での支援活動を行う大学生防災サポーター、地域の消防団員がサラリーマン化して、地域を離れ、平日はおらないことから、その対策として、その地域の事業所単位で就業時間内に活動を特定して各種災害に出動する事業所消防団、また、離島で組織した島嶼部女性消防団は、男性が漁に出ていなくなる時間帯に対応する消防団です。松山市では、こうした取り組みで300人近く団員数がふえたそうです。

時論公論「変わるか！消防団」では、消防団自身が変わる努力をするとともに、地域が活動を支援し、今の時代にふさわしい消防団をつくっていけるよう社会全体で考える問題だと解説しています。岩出市でも例外ではありません。

そこで、高齢化を迎え、消防団員減少の中、人材の確保は喫緊の課題であると思いますが、岩出市はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

次に、婦人防火クラブの活動がどのようなものなのか、また、市民の皆様に周知されているか、お尋ねします。

3点目、災害協定についてお尋ねします。

熊本地震では、庁舎自体が倒壊した自治体、また、多くの職員が被災されるなど、まちの復旧や被災証明の発行などにおいて、まだかなりおくれがあると報道されています。災害協定チームの災害協定について考えるというのを読みますと、どんな大規模災害が起こっても、きちんと向き合っただけで対応していくことが自治体に与えられた使命である。その責任をしっかりと果たしていくためには、日ごろから他の自治体やNPO、企業等と連携を密にし、準備しておくことが欠かせない。その一翼を担うのが災害協定であると述べられています。岩出市は、岡山県井原市と災害時における相互応援についての協定を平成26年6月30日に文書で協定を結んでいます。大きな災害を想定しての市の災害協定についてのお考えをお聞きます。

4点目、避難所での備蓄についてお尋ねします。

熊本地震では、支援物資が不足しているというニュースを多く目にしました。東日本大震災においても同じだったと思います。岩出市地域防災計画、平成28年2月版には、災害救助物資調達に関する協定書について、市内での地震等の大規模災害が発生したとき、災害救助法が適用され、岩出市災害対策本部が設置された場合、災害救助物資の確保を図るため、物資の調達を要請するとしています。

災害救助物資は、最初の数日間は物流の寸断で物資は届かないとか、人手不足な

どで、物資はあっても住民に届かないことは考えておくべきです。震度6・7という地震は家屋の倒壊が予測され、多くの方が避難所に避難されます。避難所での物資を確保しておくことは、非常に重要です。

現在、避難所での備蓄の状況はどうか、また、大きな災害に遭遇したとき、対応できるのでしょうか。いざというときのために、定期点検の実施などを含め、避難所の備蓄の状況についてお伺いします。

5点目、防災訓練の評価と今後の計画はについて、お伺いをします。

ことしも防災訓練が計画されていると伺っています。毎年、地元の小学校で行われる訓練に参加させていただいております。準備や当日の訓練の実施に当たってくださいる皆様には、大変ご苦労さまです。訓練については工夫をされ、計画されていると思うのですが、ここに来て、阪神・淡路大震災や東日本大震災、また熊本地震、先日、北海道においても震度6弱の地震が起きています。いつ起きても不思議でない地震や、梅雨に入り、九州では降ったことのない大雨に見舞われ、大きな災害となっています。

防災訓練は、地域住民の災害への備えです。今までの防災訓練では対応できるのでしょうか。防災訓練の立案に当たり、今までの防災訓練の評価と住民の方が大きな災害の訓練となるよう、計画に生かしていただけるのか、お伺いします。

6点目、災害時の避難行動、要支援者の支援についてお伺いします。

平成25年6月、災害対策基本法等の一部が、平成24年度改正法に引き続き一部改正されました。その中で避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。また、事前には避難行動要支援者本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供することを可能とするとともに、災害発生時、または発生するおそれがある場合には、当該本人の同意なしに、避難支援等、関係者に対して提供することができるとされています。

既に地域だけで行うことは、自治会長や民生委員などの負担が多く、現実的には難しいと考え、そのため市と地域が連携して、要支援者への対応を含めた小学校区ごとの地域防災計画を策定し、モデル地域を決め、着手しているという自治体もあります。

地震は、台風のように予測されるものではありません。それゆえ想定した災害に準備をする必要があります。避難行動要支援者の名簿の作成を初め名簿の取り扱い、避難支援についてお伺いします。

次に、2番目の図書館の利用について、図書館利用者対象者の拡大についてお伺

いをします。

図書館の利用カードは、岩出市に住民票のある方及び市内にある企業等に勤めている方に発行され、図書の本やCD等が貸し出されます。住民の方から相談されたのですが、出産で里帰りをしてはいますが、本が借りたくても貸し出しされませんという相談でした。岩出市に住んでいますが、住民票がないとか、岩出市で働いていない方には利用カードの発行はされず、本の貸し出しはされません。

ちなみに、新しい図書館の建設された紀の川市は縛りをなくし、誰もが本の貸し出しを受けることができるようになったそうです。岩出市は市制誕生10周年を迎えます。この記念の年に、開かれた図書館として、本の貸し出しに対象者の拡大をすお考えはないでしょうか、お伺いをします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 おはようございます。

宮本議員ご質問の防災対策についての1点目、消防団員減少の中、人材の確保についてお答えいたします。

総務省消防庁の消防団の組織概要等に関する調査結果によりますと、全国の消防団員数は、前年度比で4,402名の減少してございます。岩出市の消防団員数は、現在330名で、昨年より1名の減となっておりますが、常々、消防団員の確保に努めているところであります。

また、ご質問の機能別消防団とは、多くの方が消防団に参加しやすいように特性を生かし、活動を限定したものです。現在、防災に対する関心を高めるため、各中学校において防災訓練を実施し、また、将来、防災対策の中心となっていただくため、中学3年生を対象とした防災ジュニアリーダーの育成に努めております。

機能性消防団につきましては、近隣及び他市の状況なども含め、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、2点目、婦人防火クラブの活動についてお答えします。

岩出市婦人防火クラブの活動内容は、岩出市婦人防火クラブ規約に基づき、防火活動の推進として、関係機関との連携により、地域における各種防火・防災活動を実施するとともに、地域住民の防火・防災意識の高揚を図ることにより、安全・安心のまちづくりに寄与することを目的としてございます。

その活動は、毎年、秋季・春季の火災予防運動街頭啓発を初め地域防災訓練への参加、12月第1日曜日の1日防火デーでの各地域における消火訓練、那賀消防組合

出初め式に参加いただき、防火・防災活動に参加ご協力をいただいております。

なお、活動内容の市民への周知は、特に行っておりませんが、啓発や訓練で市民の方々と接していることから、活動内容は知られているものと考えています。

次に、3点目、災害協定についてお答えします。

岩出市の平成28年6月1日現在の災害時の応援等に係る協定締結件数は、43件あります。主なものは、災害時における相互応援に関する協定として、県外市町村との相互応援協定が1件、これは先ほど宮本議員がおっしゃられた岡山県井原市でございます。それから、連絡配水管の設置や運用に関する協定として、県内市町村との相互応援協定が2件、救助物資の調達、応援対策業務や緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定と民間事業者との応援協定は40件であります。

災害協定の重要性は認識しておりますので、今後も災害時に必要となる物資の提供や医療・救護、情報通信等について、積極的に協定の締結に努めてまいります。

次に、4点目、「避難所の備蓄について」お答えします。

現在、市総合保健福祉センター、公民館などに非常食料品や資機材を備蓄しております。小中学校への備蓄については、昨年度から順次防災倉庫の整備を開始し、山崎小学校と中央小学校の防災倉庫に、災害用トイレ各5セットなどを備蓄しております。今年度は、岩出中学校と岩出第二中学校に防災倉庫を整備しますので、それにあわせて備蓄物資の整備充実を図ります。

また、備蓄状況の確認としましては、毎年、備蓄物資の購入を行う際や地域防災訓練の際に、消費期限等の確認を行っているところです。今後も引き続き、備蓄物資の充実を図ってまいります。

次に、5点目、防災訓練の評価と今後の計画はについてお答えします。

例年9月の第1日曜日に地域防災訓練を実施し、各会場で実施しているアンケート結果では、一部改善すべき点のご意見をいただいておりますが、反面、おおむね参考になった、防災に関する再認識ができたなどのご意見をいただいていることから、防災意識の向上が図られていると考えています。

今年度の地域防災訓練は、熊本地震を教訓として、実効性のある訓練を計画しており、災害発生時の初期行動から初期の避難所運営に重点を置き、住民の安否確認、避難状況の確認、救援物資の配布に至るまでの一連の行動を訓練内容のメインとすることにしてございます。

以上でございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 おはようございます。

宮本議員ご質問の1番目の6点目、災害時の避難行動要支援者の支援についてお答えいたします。

災害時要援護者名簿については、災害対策基本法の改正を受け、市町村に名簿の作成が義務づけられました。また、外部提供に同意された方の名簿が地域や団体等に提供され、平常時から災害に備えることができるようになりました。災害時要援護者名簿の作成に当たっては、市が保有する各所管の情報を抽出し、災害時要援護者支援システムにより一元管理しております。

災害時要援護者支援制度を進めていく上では、要援護者とかかわる地域の方々の連携、協力が重要であります。このことから、自治会や地域の自主防災組織等が中心となって取り組む体制をつくり、より多くの方々に当制度を周知し、地域全体の共助力の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後、市内それぞれの地域の実情を踏まえた取り組みを進めてまいります。

以上です。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 おはようございます。

宮本議員のご質問の2番目、図書館利用対象者の拡大をについてお答えさせていただきます。

岩出図書館では、現在、利用カード登録の対象範囲を岩出市内に住所のある方、岩出市内に通勤・通学されている方に限らせていただいております。以前から、利用カード登録対象外の方から、岩出図書館の蔵書が充実しているので、利用カード登録の対象範囲を広げてほしいという声がございます。対象範囲を広げるにより生じる懸念もございますが、近隣の市町で、その市町内に住所のある方、通勤・通学されている方以外の方も対象範囲としている図書館もございますので、今後、調査研究し、前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 松山市では、女性消防団は、平成14年に組織されましたが、平成23年度4月1日、今の消防団の形に格上げされ、現在85名、活動されています。女性消防団は基本団員であり、団本部の中で総務部のもとで非常勤の特別職地方公務員です。消火活動は行いませんが、大規模災害時の避難所支援活動、平時の月2回開催のまちかど救急サロンで、救急救命講習会の応急手当で指導員として救急隊員の指導助

手、また、春と秋の火災予防運動に合わせ、消防署員さんと独居高齢者家庭へ訪問し、火災予防の啓発、災害時に耳の聞こえない方を安全に避難誘導できるように、手話講習会へ参加し、手話を学ぶなどの活動をされていました。また、手話を取得し、来年開催の愛媛国体で貢献するとお伺いをしました。

先ほど婦人防火クラブの活動の答弁をお聞きしましたが、松山市女性消防団の活動からうかがえる女性の視点のきめ細やかな活動が重要です。岩出市として、女性消防団の結成について、婦人防火クラブからの組織格上げのお考えはないでしょうか、お聞きをします。

もう1点、避難行動要支援者の避難支援について、先ほど取り組みを進めていきますという答弁をいただきましたが、危機管理の上から、予防準備が大切です。要支援者の避難訓練の本年度の計画など、おありでしたら、再度お考えをお聞きします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 宮本議員の再質問にお答えをいたします。

他市町では、婦人防火クラブとは別に、女性消防団員が配備されているところもあります。その活動は、火災時の後方支援活動や応急手当てや火災予防の普及啓発など多岐にわたるものであり、現場において、女性ならではのきめ細かな気遣いを必要とする対応ができるものと考えます。

現時点では、婦人防火クラブの活躍に期待しているところで、女性消防団員の配備は考えておりませんが、消防団長とも相談してまいります。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 宮本議員の再質問、避難訓練へ要支援援護者の参加について、検討しているのかということについてお答えいたします。

災害時要援護者ということで、今、名簿に登載をさせていただいておるところですが、それぞれ登載された方、状況が異なります。また、自分が要援護者であるということを公開することに同意を必要とされております。ただいまそれぞれの要援護者の方々に、自分の情報を公開してよろしいかというところで、了解を求めているところでありますが、その辺の整理ができましたら、また避難訓練への参加、要援護者の避難というところで考えていきたいと思っております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告 2 番目、3 番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 おはようございます。

3 番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。今回は、企業誘致について 2 点、不登校対策について 2 点、空き地の雑草等の除去について 3 点、一般質問をいたします。

まず、1 番目の企業誘致についてですが、先月、5 月に建設常任委員会行政視察に北海道の千歳市に企業誘致について視察を行ってまいりました。千歳市では、ホトニクスバレープロジェクトを展開、このプロジェクトは、千歳科学技術大学を中心として、産学官の連携強化を図りながら、光技術をキーテクノロジーとする研究開発拠点とし、新産業の創出と育成を推進するプロジェクトであります。いわゆる、大学とそして企業とそこに行政が加わりながら、新たな開発を手助けしていくというプロジェクトであります。

ここで開発された製品を参加している企業が販売することなどのプロジェクトを創設、また企業が工場等の新設に際し、市が 2 億円の助成制度、増設時にはさらに 1 億円、2 回目の増設にも 1 億円、最高で 4 億円もの助成制度が創設されるなど、企業誘致に向けた取り組みをなされておりました。

現在、岩出市内において、道路整備が進められる中、京奈和自動車道も岩出インターチェンジが完成し、さらに住みよい環境が進むとともに、企業にとって重要要件である交通網が発展している岩出市にとって、さらなる市政発展や健全財政を維持するためにも、企業誘致などの政策が必要だと考えることから、1 点目に企業誘致の考えについて、お聞きします。

2 点目に、今後の展望や政策の考えについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

玉田議員のご質問、企業誘致について、一括してお答えをいたします。

本市における企業誘致につきましては、近年では、市で誘致し、企業用地造成を行った株式会社シンワのほか、株式会社尾高工作所、株式会社ニッコク、株式会社赤井工作所、藤本食品株式会社では、工場設置奨励金の交付、また、株式会社渡辺

産業岩出新倉庫に関連する道路インフラ整備など、積極的な支援を行ってきたところであります。

本市の交通情勢は、京奈和自動車道、府県間道路泉佐野岩出線、市道根来安上線の整備に伴い、交通アクセスが飛躍的によくなりました。このことにより、京奈和自動車道岩出根来インターチェンジ周辺へ企業の立地を進めていきたいと考えており、地域の活性化や経済の向上のため、県との情報交換を密にしながら、積極的に取り組んでまいります。

さらに、今までの支援策に加えて、地域再生法に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備事業を活用するなど、新たな施策も取り入れながら、優良企業の本市への進出をサポートしてまいります。現在は、市で用地取得、造成を行う形態での企業誘致は実施しておりませんが、新たに市内へ進出を希望する企業からの申し出があった場合には、速やかに対応できる体制をとっており、現在も企業からの進出意向があり、協議を進めているところであります。

現状として、岩出市全体での土地利用状況を考えますと、製造業等の立地に適した一団の土地を探すのは困難な状況となっていることから、沿道地域での商業施設の誘致についても力を入れているところであります。

○井神議長 再質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

○玉田議員 2番目の不登校対策について、2点質問いたします。

不登校とは何らかの心理的、情緒的あるいは社会的要因などの背景により子供が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいいますが、不登校の理由にはさまざまな分類があります。

学校生活上の影響、遊びや非行、無気力、不安定などの情緒的混乱、意図的な拒否、複合、その他などがありますが、最近では、起立性調節障害の病気が原因で、朝が起きれなくなり、不登校になっていることがわかってきたそうです。起立性調節障害の症状はさまざまで、朝起きれない、立ちくらみがする、全身倦怠感、食欲不振、失神発作、動悸、頭痛などがあるそうです。また、起立性調節障害は、思春期で最も起こりやすい疾患だそうですが、正しい治療を行えば、症状が改善され、学校にも楽しく登校ができるそうです。

そこでお聞きいたします。1点目、岩出市において不登校の現状と対策について、

2点目、起立性調節障害による不登校の現状と、このような病気などが原因で不登校になる場合などの情報提供について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

玉田議員ご質問の2番目の1点目、不登校の現状と対策はについてお答えいたします。

平成26年度の不登校出現率ですが、小学校では、県0.53%に対し、岩出市は0.15%、中学校では、県3.45%に対し、岩出市は3.18%となっており、県の不登校の状況に比べ、本市では比較的低い数値となっております。

なお、平成27年度の県の集計はまだ出ていませんが、本市の状況は、小学校で0.12%、中学校で3.58%となっております。

次に、対策につきましては、何よりも未然防止と早期発見が重要であります。まず、未然防止につきましては、本年度の岩出市学校教育の指導方針と重点の中に学級づくり、仲間づくりを重点目標の1つとして掲げ、子供同士の人間関係、教師と子供との人間関係をよりよいものとし、互いを思いやる心の醸成に努めているところであります。その前提のもと、自分も他人も大切にされ、学校に自分の居場所が確保されていることが重要であると考えています。

また、各学校では、市教育委員会作成の不登校改善の実践事例集や県教育委員会作成の不登校を生まない集団づくり等の研修資料を活用し、不登校の未然防止、早期発見等に関する研修を行っております。

不登校になった場合の対応としては、学校では、毎月5日以上欠席の児童生徒の欠席状況や家庭の様子などを把握し、早期の段階からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、不登校になった要因を調査し、個別のケース会議を行い、児童生徒や保護者に対して、継続的・組織的支援を行っているところであります。

教育委員会でもこれらの児童生徒について、学校の取り組み状況を把握しており、必要に応じて指導主事がケース会議等に出席し、学校の取り組みを指導するとともに、必要な場合は適応指導教室や子育て支援課等関係機関へもつないでおります。

次に、2点目の起立性調節障害による不登校についてであります。学校からの報告では、診断されている児童生徒の報告はございません。しかし、個々の不登校の状況を見ますと、この疾患とよく似た状況の児童生徒もいます。本人は疾患と気

づかずに登校できないことに悩み、保護者や周囲の大人も、怠けと勘違いしているケースがあるかもしれません。保護者や学校関係者が身体疾患であるということを正しく理解することで、それが子供の安心につながり、症状軽減につながると言われております。

そのため、本疾患については、学校では既に一定の知識を持っておりますが、改めて本疾患について学校に周知し、児童生徒の支援に生かしてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

(なし)

○井神議長 引き続きまして、3番目の質問を願います。

○玉田議員 3番目に、空き地の雑草等の除去について、3点お聞きいたします。

和歌山県全体においても、空き家や空き地が原因で住民トラブルが発生するなどの問題があり、和歌山県景観条例が平成24年1月から施行され、ことしの3月には、那智勝浦町で条例に基づき空き家の撤去作業が行われました。

岩出市においても、さまざまな原因で住民トラブルが発生する場合がありますが、そこで1点目の空き地等の雑草による住民のトラブル及び現状についてお聞きします。

2点目に、解決方法についてお聞きします。

3点目に、重大な危険性がある場合の対応策として、代執行等を取り入れた条例改正の考えについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員ご質問の3番目、空き地の雑草等の除去について、まず1点目についてお答えいたします。

空き地等の雑草につきましては、岩出市空き地の雑草等の除去に関する条例及び同条例施行規則により、「空き地の所有者等は、当該空き地が危険状態にならないよう雑草等を除去し、常に適正な維持管理に努めなければならない。」と規定されております。

しかしながら、議員ご質問のとおり、一部の土地では所有者等による維持管理が十分されていないことにより、近隣住民から病害虫が発生している等の相談が市に寄せられております。

2点目の解決方法につきましては、条例に基づき、雑草が繁茂したまま放置され、

住民の健康を害し、かつ、火災犯罪または病虫害発生の原因となるような状態であると確認された場合、空き地の所有者等に対し、文書による指導を行うとともに、自己処理が困難な場合には、委託制度がある旨の助言を行う等により、市の美観や清潔な生活環境の保持に努めております。

平成27年度中に、雑草等除去通知を発した件数は225件で、そのうち192件が通知を受けて、所有者等により雑草等の除去が行われております。

3点目、条例に行政代執行等を取り入れた改正を行うことにつきましては、雑草除去に係る費用を所有者が支払えない場合、市がその費用を肩がわりする結果となること、あるいは私有財産に市が介入することが望ましいことなのかなど、問題も多いことから、現時点では行政代執行を取り入れることを考えておりません。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今ご答弁いただきました。代執行の条例改正は、今のところ考えていないということで、市がどうしてもさまざまな手だてを加えながら、持ち主に対して通知を行い、対応していただくように努力していただいている。そういうことは非常にありがたいと思っていますし、ご理解もしております。

ただ、住宅街におきまして、例えば、部外者が簡単に入れるような建物、空き家があります。そこに雑草が生えますと、当然、不法投棄なりごみを投入されるおそれもあります。また、建物がある以上、やはり火災が発生すると大きな火が伴いますので、危険をさらに伴う場合もございます。

そういった場合に、当然、市側は持ち主に対して、当然要請・要望なり、いろんなさまざまな対策をとっていただくのは、これはご理解しているんですが、ただ、中には、どうしてもしてくれない持ち主の方もございます。そういった場合、結局、誰に損害を与えるのか、近隣の住民の方がそのつらさに耐えなければならないという状況がずっと、不安がずっと続いてまいるという現状になります。

そういった場合、やはり行政側としても、代執行ではなくしても、何らかのそういった住民の財産、また生命を守る観点から、何らかの方法策を取り入れることが必要だと思うのですが、いま一度、そういった方法を考えていく姿勢があるのか、またお考えをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

近隣の住民等が迷惑をしておる。どうしても雑草の除去をしていただけない場合、何らかの実効性のある措置をとれないかというようなご質問であったと思いますが、先ほど申しましたように、行政代執行あるいは罰金を定めている自治体も全国の中にはございます。ただ、行政代執行あるいは罰金等を執行するために、基準が明確でないというような理由で、なかなか現実には執行まで至っていない場合が多いと。課題も多いというふうに聞いております。

本市といたしましては、現行の規定に基づき、文書による勧告・指導を行い、所有者等に面談が可能な場合は面談による指導を行い、強力に指導を行うということで、生活環境の保全維持に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開します。

休憩 (10時15分)

再開 (10時30分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

私は、議長の許可を得ましたので、7点にわたって、執行部に対して質問をさせていただきたいと思っております。いずれも岩出市民にとっては非常に大切な課題でもあり、問題点でもあります。市長の答弁をまず求めておきたいと思っております。

まず最初に、昨今問題になっておりますヘイトスピーチについてお聞きをしたいと思います。

さきの国会で、ヘイトスピーチ、略称として解消法というのが成立をしました。もちろん、これはほぼ全会一致で、厳格な附帯決議をつけて可決されたものであります。法律の目的や行使、法律の特色としては理念法であって、日本で初めて外国

人に対して、監視ではなく、保護の観点を持った法律であり、日本で初めてヘイトスピーチ問題を明示した法律であります。附帯決議の具体化、地方自治体の責務、関係についてもそれぞれうたわれております。

このヘイトスピーチが起きた事件というのが、朝鮮学校襲撃事件に始まり、人種差別や人権侵害の有罪の確定、徳島県教組襲撃事件の高裁判決等において、この問題を避けて通ることができない重要な課題であるということで、幾つかの地方自治体でこの問題に取り組みをされたわけでありまして。

昨今では、反対する住民と警察官の説得、デモ主催者が応じ、10メートルほど進んだところで中止をされた事例もあります。また、6月9日には、香川県知事が県議会本会議で、県議の一般質問に対して、民族差別を助長するヘイトスピーチを繰り返す団体などに対し、県の施設では、ヘイトスピーチを絶対に行わせないという強い意思を持って対応すると答弁をされております。

ヘイトスピーチは、差別先導による人権侵害行為であり、被害者の自殺や殺害までも引き起こす危険な行為でもあるにもかかわらず、そして、差別をして人を傷つける宣伝行為や殺人を先導する先導行為は、表言の問題以前の全く別次元の問題でもあるにもかかわらず、日本においてヘイトスピーチ問題が表現の自由問題の範疇での問題であるかのように、誤解や無理解がいまだに横行しているのは、ヘイトスピーチという英語を増悪表現と単純直訳してきたからであります。

日本社会において、スピーチという言葉で想像されるのは、結婚式のスピーチとか政治家のスピーチ、スピーチコンテストなどを典型とした悪意や人権侵害、差別先導など、全く想定されないお話や演説という意味での英単語であり、英語本来に含まれる意味範囲に比べると、かなり狭い範囲のものでしかありません。

また、日本語の増悪という個人的な恨みや遺恨、憎しみを連想させるだけで、差別感情を土台とした哀惜や憎しみの感情という意味合いは、ほとんどないのが現状であります。

しかし、ヘイトスピーチによって、言葉の概念に対して、市がヘイトスピーチという形で記述することには何ら不都合がないはずであります。岩出市において、どういう概念を持っておられるのかということをお聞きしたいと思います。

そこで、門真市においては、反ヘイト姿勢を先進的に取り組みをしております。東京弁護士会の冊子においても紹介されておるんですが、その背景には、ヘイト問題担当職員らが資料を読んだり、庁内で職員人権研修を実施したりするなどだけではなく、各種講演会に参加して、ヘイトデモやカウンター闘いの場で視察を行い、

ヘイト勢力主催の慰安婦問題展示会の視察に行ったりなど、いろいろな自己研磨を行って視野を広げて、努力しているということでもあります。

ヘイトスピーチ解消法とその附帯決議に関して、岩出市の責務も含めて、市として全庁の職員、施設管理の民間団体職員を含めて詳しい説明や研修をして、周知と認識共有を図っていかなければならないはずであります。

そこでお聞きして質問したいことは、まず第1点は、岩出市におけるヘイトスピーチ解消法の意義と認識をどのように持っておられるのか、市長にお聞きをしたいと思います。

それから、今後の対応についてであります。条例の制定の考えはお持ちなのかどうか。それから、職員への研修を今後どのように進めていくのか、以上2点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の1番目について、お答えをいたします。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることにつながります。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」の成立施行により、不当な差別的言動は許されないと宣言したことは意義があると考えております。

また、ヘイトスピーチの解消を進めていくことは、重要であると認識をいたしてございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の2点目、今後の対策はどうか、条例制定の考えはどうか、職員への研修はどうかについてでございますが、法律の附帯決議では、本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取り組みに関する施策を着実に実行することとしており、現在のところ、当市において条例を制定することは考えておりません。

職員研修につきましては、特に、ヘイトスピーチに特化した研修は考えておりませんが、人権研修等の機会を捉え、職員への周知啓発に努めてまいります。

今後とも人権を尊重し、誰もが互いの文化を認め合い、自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現を目指してまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうからヘイトスピーチに関して大変重要な問題であるというご答弁をいただきました。それを受けて、生活福祉部長のほうから答弁をいただきましたが、私は、事前事前に、何か今のご答弁を聞きますと、岩出市においては、こういうヘイトスピーチに類するようなことが発生してない、起こり得ないという上に立ったご答弁ではないかと、私は思うわけであります。

そうじゃなくして、将来にわたって人権問題を含めたヘイトスピーチに特化した条例制定というのは、この段階で、今の段階で考えておく、これが一番大切であろうと私は思っております。

少なくとも、条例案については、先進的な条例事例を研究して、岩出市においても積極的に調査研究をして、制定に向けて努力をするという表現があっても、これは何ら問題がないのではないかと。今の答弁では考えていない。こんなことでは、市行政の姿勢が疑われるわけであります。それについて、再度ご答弁をいただきたいと思えます。

それから、ヘイトスピーチ対応については、今、大阪市、それから箕面市、これは条例化をされております。それぞれにおいて多少問題はあることはあるんですが、いずれにしても、あることに対して、条例化していることに対しては、私は高く評価すべきではないかというふうに思っております。

具体的に進めるに当たって、顧問弁護士等とも相談をされて、早期に条例化に向けた取り組みを、ぜひこの段階で決断をして進めていただきたい。

それから、職員研修の問題であります。人権学習とあわせてヘイトスピーチの問題を入れていくということですが、それは否定はしません。しかし、ヘイトスピーチだけでも何時間もしゃべれば、非常に重要な問題を含んでいるわけがあります。別立てで、ヘイトスピーチに特化した内容で、どういうものなのかということも事前に知っておく、研修をする。これから国際化時代に入って行く中で、岩出市においても、多くの近隣の国から来られているというのが実態であります。そこら辺を含めても、ぜひこの研修も実施計画を組んで、スケジュールの中に入れて取り組みを強化していただきたい。それについて、再度ご答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、先進地市町村を見習って勉強して、条例制定に向けて努力していくべきではないかというところと、それから、やはり、ヘイトスピーチに特化した職員の研修を行うべきではないかという、そういうご質問であったかと思えます。

まず、条例制定に向けてであります。現在、岩出市において、確かにヘイトスピーチに当たるおそれがあるデモ・集会が実施されたことはありませんが、もちろん今後、全くないということは、もちろんないと思われ。そのようなことも考え、先進市町村の事例を勉強しながら、あるいは県警など関係機関と連携をして、ヘイトスピーチが起こった場合に対する対応について、協議する場を設けていきたいと考えております。

それから、職員の研修についてでございますが、いわゆる人権研修と申ししても、現在、障がい者の方の人権あるいは高齢者の方の人権、さまざまな人権もござります。そういう中で研修する事項はたくさんあるという中で、もちろんこのヘイトスピーチに関しても重要だと考えておりますので、それらの中で研修を実施してまいりたいと考えております。

顧問弁護士と協議をしながらというお尋ねであったと思えますが、関係機関というところで、警察も含め、必要に応じて顧問弁護士のほうとも協議をする必要がある場合は、相談してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。協議会等をつくって、さらに進めていくというご答弁でありました。1つ前向きに、より積極的に取り組みを強化をすべきだということだけつけ加えて、この質問を終わりたいと思えます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 さきの東北の震災並びに熊本における二度にわたる大きな地震によって、いろいろな諸課題が発生をしてまいりました。熊本県においては、余震があつて、本震があるという部類の、最初、本震やと言われたものが、後から本震が二度あるような非常に大きな甚大な災害が発生したということでもあります。いまだに数千名の方が自宅において生活できない状況にあるということは、心から支援の声を上げ

ていきたいと、私も考えております。

この災害の教訓をいろいろな形で報道されております。多くの問題点が浮き彫りになっているわけでありますが、省みて、岩出市の危機管理、災害時での危機管理について、どうしていくのかということが、反面教材として、私たちは抑えておく必要がある、そのように考えております。

そこで、まず第1点は、岩出市において同様の災害が起きた際、家屋倒壊等の判定員という者は何人いてるんであるだろうか。各地方団体から応援を受けて、その対応をされてきたんですが、実際、いざというときに、岩出市職員で、この判定員というのは何人いてるんだらうかということ疑問に思っております。全壊、半壊、損壊等々のこのような基準が出てくるわけでありますが、これについてご答弁をいただきたいと思えます。

それから、2番目に、罹災証明書の発行、これが非常に熊本においてはおくれておるがゆえに、その他の手続がおくれを生じてきたと、こういうことが言われております。岩出市において、この罹災証明書の発行の手順並びに実際にシミュレーション、いわゆる訓練を過去されてきているのか。いざというときに、そういうような対応でチェックをして対応できるのか、この点についてお聞きをしたいと思えます。

それから、3番目に、上下水道に関してであります。熊本においても、これは新聞報道等で、私も一度現地へ行ったことがあるんですが、友人と。上下水道の配管図というんですかね、管路図ですね、管路図と言われる、どこに、道にどのような配管が走っているのか。これが管理をされてないということで、後々の復旧工事に支障が来て、いまだに水道の復旧が完全に行き届かないということを見聞きしてまいりました。岩出市においては、そういうことはないと思えますが、上下水道管の配置図、管路図というのは100%所管で整備されているのか、実態はどうか、お聞きをしたいと思えます。

それから、さらに現在の上下水道管は、震度幾らまで耐えることができる構造になっているのか。水道管等については、補修がされてきておりますが、これについてご答弁をいただきたいと思えます。

それから、4番目に、岩出市内の全ての避難施設、公共施設に関してであります。耐震化率というのは実際どうなのか。現在の震度に、熊本と同様な地震が起きたときに、公共施設における耐震化というのは万全なのか、これについて具体的に公共施設の耐震化度というものをご答弁をいただきたいと思えます。

それから、震度に耐え得るということで、これは平成21年10月1日、市の広報に載っておるんですが、岩出市立小中学校の耐震補強状況については発表されております。それ以外の状況の中で、震度7程度の地震が起きた場合に耐え得るのか、これについて、現在、どのように岩出市は把握をされているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告書に基づき答弁をさせていただきます。

尾和議員ご質問の2番目、危機管理についての1点目、家屋倒壊判定員の人数、人員につきましては、家屋被害認定士の資格を持つ職員は21名です。

次に、2点目、罹災証明書の発行訓練実施はしているのかについてお答えします。

罹災証明書の発行につきましては、以前から台風などによる被害に対する発行を行っております。しかしながら、今回のような大規模災害を想定しての訓練は、今後計画してまいります。

次に、4点目、避難公共施設の耐震化率につきましては、全ての施設の耐震化工事を完了しております。この耐震工事につきましては、平成18年国土交通省告示、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に基づき行っており、震度6強の大規模な地震が発生した場合に対応しております。また、耐震化工事は完了していることから、今後は国等からの指示があれば再点検を含め対応してまいります。

○井神議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 おはようございます。

危機管理についての3点目、上下水道の管路図は管理しているのか、耐震化はどうかのご質問にお答えいたします。

上下水道とも管路図につきましては、毎年度、工事完了したものを反映し、整備しております。

また、耐震化については、上下水道とも、現在、市が施工しているものは耐震化しております。

上下水道の耐震化率でございますけども、上水道の耐震化率は33.6%です。下水道の耐震化率は、紀泉台の一部を除き100%でございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。家屋倒壊の判定員については21名おられますということなのですが、そういう人たちのこれについては訓練を常時やっておるということが必要ではないかなど。日々情勢は変わってまいりますので、その点を指摘をしておきたいと思います。

それから、罹災証明書については、台風などについては今までやったけども、大規模災害においてはやってないんで、今後、計画をしていくということでありまして。これについては、罹災証明書が一日も早く速やかに発行できるよう万全の体制をしていただきたい。いつごろまでにこの計画をされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、上下水道に関してであります。今、部長のほうから答弁をいただきました。毎年、更新時にということではあります。上水道については33.6%、それから下水道については、現在進行形ではあります。耐震化率は100%だということではあります。上水道については33%、いわゆる70%がまだ完成してないんですね。耐震化率についてはそう答えられたんですが、岩出市内の管路図、配置図、どのように水道管が配置をされているのか、これについて100%把握をされているのかどうか、これについて再度ご答弁をください。

それから、耐震化については、全ての耐震化については終わっていると胸を張って言われております。しかし、今の答弁では、震度6というような発表でありました。最近の東南海地震における震度は、8を上回るのではないかという見解も専門家の中で出てきております。それによると、それに対して、岩出市は全ての施設が安全になるのか、そこら辺について再検討する必要があると私は思うんですが、それについてご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

罹災証明書の発行についての訓練の話ですけれども、台風における罹災証明書の発行という経験がありますので、私のほうから、いつまでこの訓練をするという期日については申し上げませんが、できるだけ早いうちに訓練をさせていただきたいと思います。

それから、耐震化の問題で、震度6、それから、尾和議員は震度8とおっしゃいましたけれども、震度7という地震が発生するかもしれないということではありますので、我々としても危惧しておりますけれども、これにつきましては、我々、国土

交通省の示す基準によりまして耐震化を実施してございますので、先ほどの1回目の答弁と同じですけれども、国土交通省のほうから新たな基準が定められれば、再度これについては対応してまいりたいと考えてございます。

尾和議員の再質問の中で、21名の者が資格を持っておられるけれども、訓練が必要ではないかという件ですけれども、21名につきましては、事あるごとに、この内容の訓練は実施していきたいと考えてございます。

○井神議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 管路図についてでございますけれども、上下水道とも電子データで100%管理しております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 耐震化の問題については、国土交通省のほうから新たな方針が出ればということではありますが、このI s値とかC T、C D値、補強後の数値は広報で発表されているんですが、これで見ますと、0.7から0.9のところがありますが、これで十分だというようなご見解のようであります。震度7・8クラスの地震が起きた場合、これは大変なことになりますので、それとあわせて並行的に考えていただきたい。つけ加えておきたいと思います。

それから、上下水道局長のほうから、管路については100%完備していると。どこの道にどういう配管が通っているのかということでもあります。しかし、上水道の、やはり懸念されるのは、33.6%ですよね。これをいかにして100%に近づけるのか。この年次計画をあわせてお考えがあれば、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

耐震化の工事の関係ですけれども、先ほどの答弁と重なりますけれども、国等からの指示につきましては、我々は敏感に反応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○井神議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

今後の耐震化の計画はということですが、上下水道につきましては、昨年度策定した水道ビジョンに基づき、今年度、アセットマネジメントを行い、その

中で管路の更新計画を作成し、さらに耐震化を進めてまいります。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出市内における財産区についてお聞きをしたいと思います。

今回、財産区に関して、いろいろ調べていって、非常に不可解なことがあるということがわかりました。財産区そのものについては、市町村の一部が財産を有し、もしくは公の施設を設けているもの。また、市町村の廃置分合、もしくは境界変更の際の関係地方公共団体の財産に関して、協議に基づいて、市町村の一部が財産を有し、もしくは公の施設を設けるものとする。地方自治法294条の1項にうたわれております。

この財産区に関して、明治22年、この市町村施行の際に、市町村制施行後の協議によって進められて、2種類があるということでもあります。通常、前者のほうは22年前は旧財産区、後者のほうは新財産区と呼ばれているものであります。

徳川時代の旧村は、明治時代に新政府のつくった市町村で合併されました。しかし、その後も村の持ち山、いわゆる地元住民によって植林や下刈りや防災等々を行い、整備してきた新町村の支配から保護するために、財産区が設けられたものであります。これらは特別地方公共団体と言われております。

昨年12月の議会において、岩出市の境界について一般質問を行った際、和歌山市と岩出市の境界には錯誤はないというご答弁を事業部長のほうからいただきました。

その第1点であります。そこで、昭和31年7月4日の岩出町議会議長、小川由一議長のとくに、議案第35号 町村合併に伴う財産処分について可決された文書があります。この中には、財産区として存続するものとして、その他の財産は、岩出町に引き継ぐものとして、財産区が明記をされた文書であります。

そこでお聞きしたいんですが、この財産区を設置する財産の中に、岩出町山林3,232、それから山崎村3,648、根来村2,847、上岩出村2,612、小倉村210と、これが財産区だということで決議をされております。

そこで、岩出市における現在の状況についてお聞きをしたいんですが、まず第1点は、現在、市長にお聞きしたいんですが、岩出市内に、この財産区というのは現存するのか。この決議以降、現存しているのか、これを聞きたいと思います。

それから、2番目に、あるとき、それからないと言われるのであれば、ないとき、

地方自治法第4章との関係で、どういう措置をしてきたのか、これについて答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 通告書に基づき答弁をさせていただきます。

3番目の「財産区に関して」について、一括してお答えをいたします。

昭和31年7月4日に、議案第35号 町村合併に伴う財産処分についてが上程、同日、原案可決され、岩出町岩出財産区、岩出町山崎財産区、岩出町根来財産区、岩出町上岩出財産区、岩出町船山財産区が設置され、また、岩出町ほか4カ村合併促進協議会協定事項においても、財政財産の整備についての項目において（旧町村財政財産共有林を含む）は財産区を設け、旧町村に残すとされています。しかしながら60年経過した現在、地方自治法に定められている財産区についての存在は、確認されていません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、財産区について、昭和31年7月4日に議会で決議された財産区、そのときには、これは現存していたわけですね。現存しているものが、今の総務部長の答弁では、ないんだと。全く支離滅裂といいますか、そしたら、財産区がそのときあって、その後、財産区をなくした場合、なくなる場合、その場合も地方自治法では、明確にどのような手続をもってやるのか、これもうたわれております。その手続を今まで踏んでいるのかということではありますが、その手続についてどうされているのか、お聞きをしたいと思います。

それと、これ一番重要な問題であります。市長ね、地方自治法の地方財政法の財産の管理及び運用、第8条に、地方公共団体の財産は、常に良好の状態に置いて、これを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的にこれを運用しなければならないとうたっているわけでありまして。

当該の市長は、市の財産を完全に把握をしてない、管理をしてないのが実態ではないのか、私はそう思わざるを得ないのであります。

そこで、市長のお考えを、これは聞かなければだめだなんて思っておりますので、それをまずお聞きをしたいと思います。

それから、ない場合、地方自治法29条、財産または公の施設管理及び処分または廃止について規定をしております。

それから、財産区の住民に財産区の消滅自体については、その管理について、財産の全てを失ったとき、すなわち、売買契約等締結及び所有権の移転登記がなされたときと考えると。そうしますと、今、答弁はないということですから、移転登記はされたのかという疑問点が出てきます。

それから、財産区は独立した地方公共団体ですので、財産区の収支を明確にしておく必要性が経理上あるんですが、これについて、直近の時期で、当該特別会計設置条例の廃止をする必要性があります。設置条例があつて、その後、廃止をすることが適当ということになるんですが、廃止をされてきているのか、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 現時点では、財産区の存在が確認されないため、管理責任はないものと思っております。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

尾和議員は、この財産区はないというふうに表現をされておりますけれども、私、先ほど答弁させていただきましたのは、存在は確認されていませんという答弁をさせていただきました。自治法との関係ですけれども、先ほどの答弁のように、60年経過した現在、地方自治法に定められている財産についての存在は確認されていませんということで、自治法上、問題はないと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ一言で、存在してないから岩出市には関係ないんだと。市長の財産区については、ないんだから、これは私の範疇ではないと言われるんですが、私は、この37年の町議会において決議をされておった時点には、財産区として明記されているわけですよ。明記されておきながら、それがどこへ行ったかわからん。岩出市は管理不十分じゃないんでしょうか。

どこ行ったかわからんような行政の把握の仕方、市民の財産を適正に管理をしていく、このことが求められるんですが、今の答弁では、財産区は、現在、存在しないということをおっしゃっております。全く私は理解できないんですが、こんなことでもいいのかどうか、責任の所在もわからない。しかし、一般的に財産区というのは、もと字のを聞きますと、財産区、私とこの根来の財産区ありますよとか、ほかの人

に聞いたら、ここが私たちの財産区だという、一概に言われる方もおられます。それを明確にしておかないと、後世に禍根を残すということがあるんですが、それについても全くわからないということでしょうか。

それと、もう1点は、小倉の地区にある山崎地区ですかね、そこにある山崎村あるいは小倉村に関連するゴルフ場あるんですが、あれが財産区ではないのかということ調査をしていく段階でわかりました。これについては、財産区でないというご見解なのか、最後に確認をさせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

尾和議員、管理不十分であるというような発言ですけれども、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

それから、船山財産区の件につきましても、先ほどの答弁と一緒にありますけれども、60年経過した現在、地方自治法に定められている財産区についての存在は確認されてございません。

以上でございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、ワクチン接種に関して質問させていただきます。

乳幼児のワクチン接種に関しては、過去から現在も矛盾をしているということで指摘をしてまいりました。しかし、岩出市は医療行為でないんで、問題はないんだと。現在も税金の無駄遣いを続けてきております。再検討すべきであると考えておりますが、見直しを関係機関と協議をしてやるべきだと私は基本的に考えております。

そこで、今回は平成26年・平成27年度における同時同日に接種した人員、件数です、及び初診料に相当する重複支払い額は、幾ら支出しているのか、個別に具体的にご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に、ワクチン問題で子宮頸がんワクチンの接種が、過去行われてまいりました。その間、現在はストップをしておりますが、多くの全国で後遺症が発症して、その後、非常に苦しい環境に置かれて生活されている学生さんがおられることを知っております。

その後、接種を自粛をしてみましたが、過去からの岩出市において接種してきた人員、それから後遺症の実態というのは、どのような状況にあるのか、岩出市が把握をされているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の4番目、ワクチン接種に関しての1点目、平成26・27年度同時同日接種件数及び初診料重複額は幾らか、2点目、子宮頸がんワクチン接種者数及び後遺症の発症件数はどうかについて、一括してお答えいたします。

まず、平成26年度・27年度における同時同日接種件数及び初診料相当重複額につきましてでございます。現在のところ、この件に関しましては、この事業を進める上で集計する必要性がないと考えており、集計をしていないという状況でございます。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチンの接種数でございますが、予防接種法において、定期接種として位置づけられました平成25年度以降でございますが、平成25年度、197名、平成26年度、3名、平成27年度、ゼロ名です。

後遺症の発症件数につきましては、いわゆる副反応と疑われる事例が1件となっております。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 生活福祉部長、ワクチン接種の集計をする必要性はないと。全く説明責任を果たしてないんですよ、行政は。どういう理由で、データを持っておるが、それを集計する必要性はないという理由なのか、それをご答弁ください。

あわせて、25年度については、約900万ぐらい重複の支出があったということでもあります。26年、27年については、集計をする必要性がないんだということでもあります。我々は税金を使う、執行部の皆さんにとっては、無駄なところについては、切り込んでいくということは基本的な姿勢やと思うんですね。それにもかかわらず、今のような答弁は決して許されるものではないと。早急に説明責任を果たしていただきたい。

それから、子宮頸がんワクチンの接種の問題であります。私、ちょっと聞き漏らしたんですが、年次別に接種者数ですね、再度、後遺症の症状が出ているのは1

件あったということですが、年次別に子宮頸がんワクチンの接種者数について、ご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、ワクチン接種数に関してでございます。集計するデータがないのか、必要がないのかというようなご質問であったかと思いますが、集計する必要がないと申し上げた点でございますが、市の職員は、日々、市の発展のため業務に従事しております。さまざまな課題が発生し、業務量増加の一途をたどっております。このような状況の中で、必要である業務の取捨選択、あるいは優先順位をつけていくことが重要となってきております。予防接種の事業を進めるに当たって、必要な集計は行っておりますが、議員ご質問の集計に関しては、現在行っていないということでございます。

なお、前回、一般質問でご答弁させていただいた時点から、この事業を取り巻く環境の変化がございます。環境の変化という表現で申し上げましたが、具体的には、この事業に対して訴訟が提起されており、現在、係争中となっております。訴訟の相手方は尾和議員であります。このため、以上のことをご配慮願いたいと思います。

それから、子宮頸がん予防ワクチンの接種数、再度ご答弁いたします。

平成25年度、197名、平成26年度、3名、平成27年度、ゼロ名です。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長、私は訴訟が提起されているから調査をする必要性がないととったんですが、今の立場はですね、議員として一般質問をして、本会議で説明を求めているわけでありまして。裁判の訴訟の件については、別人格で私はやっておりますけども、この議会において、議員としてですね、この実態についてお聞きをしているわけですから、それは事前にですね、私は約2カ月近く前から原課に調べてくれと、調査をしてくれと、一日や二日で私は言っるとるんと違うんですよ。その前から言っておるんです。それでもできないというご答弁なのか、まずそれを1点お聞きをしたい。なぜ、答弁してくれないのか。説明責任を果たしてないというふうに思うんですが。

それと、子宮頸がんワクチン接種に関してですが、これはある市では、独自調査をして、接種者に対して分析をされている実態も聞いております。物覚えが悪くな

ったとか、月経量が異常になったとか、いろいろな実態把握をアンケート等によって集約をされているんですが、そういうことは実際岩出市ではやっけてられているのか。もしやっけてないんであれば、今後やる計画はあるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ワクチンの接種件数に関する再々質問でございます。

言うまでもなく、市議会の議員の皆様方は、市民の代表として質問されており、そのご指摘は真摯に受けとめ、ご質問に対しても誠実にお答えするということは十分認識してございます。

その一方で、先ほどご答弁させていただきましたとおり、訴訟の場で係争中というところもございます。この重複についての是非に関しては、そちらの場へ移ったと認識しておりますので、そういう意味からも答弁は、お控えさせていただきたいと思っております。

それから、次に、子宮頸がんワクチンの副反応という方の実態調査をやっておるのかというところでもありますけども、この副反応1件というのは、まだ定期接種に移行する前の平成24年度以前の方でございます。この1件の把握についてでありますけども、受診された医療機関より国のほうへ、これはワクチンの副反応ではないかと、疑いがあるというところで、国のほうへ報告されたものが、県を通じて岩出市の方というところで1件という報告が来ております。というところでもありますので、その方、具体的に特定をできておりません。症状についても詳しい状況は把握できていないというところが現状でございます。

副反応と疑われる事例を把握する調査する計画があるのかというところでございますが、今申し上げましたように、副反応と疑われる方を特定することが、現時点で困難でありますので、今、具体的に計画的に調査をするというような状況にはなっておらないところでございます。

以上です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目、障害者差別解消法についてお伺いをしたいと思います。

今回、障がい者の社会参加を妨げるたくさんの障壁やバリアがあり、障がい者や家族関係者が諦めている場合があることがわかりました。障がいのある人もない人もともに生活できる住みよい社会を求められると、私は考えております。

そのためには、障がいに基づく差別を禁止して、平等な社会、扱いを主張する法律が紆余曲折を経て2013年に成立し、ことしの4月から施行されました。しかし、実態はまだまだ多くの解決すべき課題があることも事実です。私たちは、日常不断に取り組みを進めねばなりません。そこで、岩出市に居住している障がい者の実態をこの議会において共有していくということが求められると思います。

現在、障がい者別人員はどうなっているのか。岩出市の障がい者別人員はどうなっているのか。これが第1点目であります。

それから、2点目は、この法に基づいて各部において具体的に取り組みをされていると思うんですが、その取り組みの内容について、ご答弁をください。

それから、大きい項目の2であります。中途難聴者にとって、手話が習得できない人にとっては、要約筆記が有効であると言われております。私もある市議会を傍聴したときに、要約筆記で市議会を傍聴されておる方がありました。これはいいことだなと、つくづく思いました。また、要約筆記によって、各種団体、県の行事等においても要約筆記でやられておるところが多くあります。

岩出市において、現在、この要約筆記の対策、それから取り組み、ここら辺についてどういう現状にあるのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員のご質問の5番目、差別解消法についてお答えいたします。

まず1点目、障がい者別の人員、当市における障がいの種類別の障がい者数ですが、平成28年6月1日現在で、各手帳の所持者数は、視覚障害93名、聴覚障害148名、音声・言語・そしゃく機能障害28名、肢体不自由1,080名、内部機能障害492名、以上、身体障害者手帳所持者数は合わせて1,841名。続いて、療育手帳所持者数436名、精神障害者保健福祉手帳所持者数327名となっております。

次に、各部における取り組みのうち生活福祉部では、難聴者に対する環境整備として磁気ループあるいは目の不自由な方用に点字テプラの導入をしております。

また、地域福祉計画及び人権施策基本方針への音声コード、SPコードと呼ばれるものですが、音声コードの付与、それから職員対象にミニ手話講座の実施、NH

K手話講師である早瀬憲太郎氏による障害理解講演会の開催、各種イベントにおける手話通訳の配置、耳マーク看板の窓口設置、障害者用駐車区画の確保等の取り組みをしております。

次に、要約筆記についてでございますが、要約筆記については、コミュニケーション支援事業として、和歌山県身体障害者連盟から要約筆記者を派遣していただくこととしており、対象者の方からの申請があれば行える準備をしております。

また、各種イベントにおきましても、パソコンによる要約筆記を行っており、具体的には、昨年度の「人権を考えるつどい」から実施しており、本年度も、先ほど申し上げました障害理解講演会あるいは環境特別記念講演会などの行事においても実施しておるところでございます。

以上です。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問5番目の1点目、障害者差別解消法に関してお答えいたします。

まず、障がい者別人員について、岩出市立小中学校における特別支援学級在籍児童生徒数を報告させていただきます。平成28年5月1日現在、知的障害学級の在籍は、小学校で43名、中学校は12名、自閉症・情緒障害学級は、小学校48名、中学校18名、肢体不自由学級は、小学校のみで1名となっております。

次に、各部の取り組みといたしまして、教育委員会の具体的な取り組みですが、学校教育では、特別支援学級に入級している児童生徒について、保護者の考えや本人の状態を考慮しながら、一人一人に応じた個別の指導計画を作成し、その計画に基づいた指導や支援を行っています。

生涯学習関係では、成人式や市民運動会を初めとする各種イベントにおいて、聴覚に障がいのある方に対し手話通訳を実施しています。また、公民館の施設につきましては、福祉避難所の対策工事において、スロープ、手すり、点字ブロック、身体障害者用駐車場の設置を行うとともに、多目的トイレについては、和歌山県福祉のまちづくり条例に対応したスペースの確保やオストメイトの設置を行い、施設のバリアフリー化に努めてございます。

以上です。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 各部における取り組みということで、市長公室の関係でお答えいたしますと、まず、広報の関係では、色や文字の大きさなどユニバーサルデザイン

に配慮した広報紙の作成、ウェブサイトにおきましては J I S X 8341-3 達成等級 A に準拠しており、また、声の広報、声のウェブサイトの作成、さらに、市勢要覧等の刊行物への S P コードの張りつけを行うとともに、市民表彰等のイベントにおきましては手話通訳の配置を行ってございます。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 総務部における具体的な取り組みでございます。

窓口への耳マーク看板の設置、また、庁舎等への点字ブロック、スロープ、多目的トイレの設置を行うとともに、通路幅の確保に努めております。

なお、障害者差別解消法の施行に当たり、昨年 8 月に人権研修を実施いたしました。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 事業部における取り組みについてお答えします。

施設の整備については、和歌山県福祉のまちづくり条例に基づき実施しております。その整備内容としましては、スロープ、手すり、視覚障害者誘導用ブロック、多機能トイレ、車椅子使用者駐車区画などです。

なお、施設利用者に対して職員や施設管理者は、積極的に介助やお手伝いなどの配慮をするよう努めております。

次に、主要な公共施設付近の歩道について、新設または改築を行う場合は、和歌山県福祉のまちづくり条例の設計マニュアルに基づき、セミフラット方式の歩道形式、幅員 2 メートル、縦断勾配 5 % 以下、横断勾配 2 %、段差解消などに配慮して実施しています。

また、視覚障害者誘導用ブロックについても、駅周辺、官公庁、病院等の利用度の高い施設付近に必要な応じて敷設しております。

○井神議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 差別解消法についての各部における具体的取り組みはどうかのご質問にお答えいたします。

上下水道局においては、障がいのある方に対応できるよう人権及び接遇研修に積極的に参加しております。去る 5 月 11・12 日には接遇研修を実施しておりました。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、各担当部長からご答弁いただきました。岩出市における障がい者数、他市に比べて比較をしたことはないんですが、1,800 名、いろいろ合わせますと二

千四、五百名の方がハンディキャップを持って生活をされていると。実態がよくわかりました。

そこで、問題解決するために、障害者差別解消支援地域協議会ということが設置することができるんだとうたわれております。これについて、岩出市においては、この協議会なるものを設置をしていこうとしているのか、そんなもんする必要ないと考えているのか、お聞きをしたいと。

それから、要約筆記の問題であります。今、岩出市主催の行事については、要約筆記で対応されているということなんですが、個人的な要約筆記、これは要約筆記の派遣申込書というのが各市町村で作成されて、窓口を持っていけば、その時間に応じて対応してもらえらるというような制度があるんですが、これについては、岩出市は取り組みをされているのか。現状、取り組みをしているのであれば結構なことなんですが、こういう機会を通じて、申込書、これは福祉事務所長宛てに出して対応していると。

町田市でしたかね、ほかのところだったか、大阪あたりでは各自、申込用紙を作成して、随時対応しているということを聞いておりますが、これについてどうなのか。話すスピードと書くスピードというのは5倍から6倍ぐらい速いわけで、話し言葉は、同時に全て文字にあらわすということは不可能であります。要点を伝えていくと。それでコミュニケーションを図れる。最も有効なものであろうと。

紙とペンがあれば対応できますので、そこら辺の物質的なもの、そういうものについても整備を早急にやっていただきたい、やっていないのであればですよ。そのことをご答弁ください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、障害者差別解消支援地域協議会を設置する考えはあるのかというところでございますが、国の基本方針の中で、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして、この協議会、組織することができると示されております。この協議会設置に当たりましては、さまざま広域な事例あるいは専門性の高いものについて、県との役割分担なども考えられることから、現在、国のモデル事業の結果なども参考に、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、要約筆記を必要とする方の申請を受け付ける制度があるのかどうかというところですが、先ほどの答弁で申し上げましたコミュニケーション支援事業

ということで、今、県内に登録されております要約筆記ができる方、87名と聞いております。その方々が、和歌山県身体障害者連盟から派遣していただくというところで、必要とする方、市役所のほうへ申請に来ていただきましたら、そちらのほうから派遣いただき、病院等の機関へ行かれるときには一緒について行って、意思疎通の支援を行うことにしております。それから、市役所の窓口等に見えられた場合、簡単なやりとりであれば、筆談等で対応しておるところであります。いずれにいたしましても、意思疎通の支援を必要とする方に対しては、その方の状況に応じて支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要約筆記者派遣申込書、これはどこで、岩出市の窓口はどこになるのか、そこに常備されているのか、そこら辺について、最後に聞いておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

要約筆記を必要とする場合、申請の窓口というところがございますが、市役所の場合、福祉課ということになっております。

申請書が用意できているのかというところがございますが、常に福祉課の窓口で申請の対応ができるような準備をしております。

以上です。

○井神議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 失礼いたしました。福祉課の障がい福祉係のほうで受け付けております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時40分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番目の質問から願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、6番目の質問をさせていただきます。

除染廃棄物問題についてであります。

福島原発事故による被害は、はかり知れないほど甚大であり、いまだに10万人に近い人が全国に追い出され、帰ることのできない現状になっております。その間、私が、事故後、指摘したように、まちはゴーストタウン化し、今では野生化した動物、中でもイノシシが闊歩しているのが現状であります。

原発のメルトダウンによる被害は、全ての生きとし生けるものを無残にも破壊したのであります。放射性物質を含む農作物は、大手の飲食業者に売り渡され、販売されていると言われております。

安倍政権は、原発は完全にコントロールできていると、全世界にうその発信をしましたが、放射能汚染は海水にも垂れ流されているのであります。さらに、原発の内部には、いまだ誰一人として入ることのできない、周辺の放射線量はいまだに拡散しているのが実態であります。最近の広報では、小児がんの発症者が130人を超え、今後も拡大が懸念されております。

チェルノブイリ原発事故後、ウクライナにおいては、10ミリマイクロシーベルトを強制避難、5ミリマイクロシーベルトを移住の義務、1マイクロシーベルトを移住の権利があるとして対応していますが、日本においては、20ミリシーベルトでも帰還できるという全く理解に苦しむものであります。人の命をどう思っているのか理解できません。

今回、除染廃棄物に関しては、環境省は中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会において、3月30日、東京電力福島第一原発事故後の除染で出た除染土に関し、800ベクレル以下の除染土を遮へい及び飛散・流出の防止を行った上で、全国の公共事業で利用できる方針を決定しました。

周辺住民などの追加被曝量は、年間10マイクロシーベルトに抑えられるとされています。しかし、原子炉等規制法に基づく規則においては、原発の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生量の基準は、100ベクレルでなっております。今回の環境省方針は、この80倍に当たるものであり、この検討会は最終処分場を減らすために、全国に放射能を拡散し、被爆させるものであります。

現在の管理型の処分場でさえ、周辺や地下水の汚染は避けられないのに、ましてや公共事業の構造基盤に使うのでは、汚染を防ぐことはできません。工事中においては、工事従事者も通行人も被曝することになります。大地震が発生すれば道路は

陥没し、崩壊などが発生し、汚染土がむき出しになることになるのではあります。

そこで、質問をいたします。

まず第1点は、今回、環境省の方針について、岩出市ではどのような見解をお持ちなのか、まずお聞きをしたいと思います。

2番目に、この除染土の問題について、岩出市の方針はあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、岩出市内での道路などの建設資材に再使用しないよう、私は強く求めたいと思います。

市の明確な答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の6番目の1点目、環境省の方針をどう考えるかについてをお答えいたします。

議員ご質問の環境省の方針につきましては、環境省の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会の第4回会議の検討資料として配布されたものであり、正式に環境省が方針を示したものではないようです。したがって、環境省の方針に関して、現時点で考えを述べられる状況ではありません。詳しくは担当部長のほうから説明をいたします。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の6番目の1点目、環境省の方針をどう考えるかについて、2点目、岩出市の方針はあるのか、3点目、岩出市内での道路などの建設資材に再利用しないように求めるのご質問について、一括でご説明いたします。

先ほど市長が説明いたしましたとおり、環境省の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会の第4回会議の資料として、今後の減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的な考え方についての中で、再生資材としての再利用を検討しているようですが、今後、実証事業、モデル事業などを実施し、社会的・経済的・制度的側面から、再生資材の利用促進方策や実施方針等の検討を行うこととなっております。

以上のことから、現状では、具体的な方針や方法については全く決まっていない状況であります。市といたしましては、環境省の正式な方針が示された時点で考え方を整理し、対応を検討することといたします。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 正式な決定ということではありますが、私の知る範囲では、全国の公共事業で利用できる方針を決定をしたということを報道されていますし、方針も出されているわけでありませう。

今回、なぜこれを言うかといいますと、現在の除染された廃棄物が、今、中間貯蔵施設に搬入され、今現在、東京ドームの18倍分がたまっていると言われていませう。これを最終処分場も今決まっていませう。現状の中で、中間貯蔵の処理も、30年間保管をするということをしていませうですけども、その中から、これ以上、たまるのは処理ができなくなるということ、遮へいして、道路のそれとか、堤防、そういうものに一定の覆いをかぶせて使用していくんだという方針は、既に決定をされているという実態にありませう。

それから、出てきて、岩出市は決定をされるということですが、もし、そういうことが決定されても、岩出市としては放射能汚染の被爆を拡大することになります。瓦れきの問題については、クリーンセンターの受け入れを中芝市長は拒否をされた、これは正しい決断であったと、私は思っておりますし、この汚染された除染土についても明確な方針を立てて、岩出市についてはそういうものは使わないという方針を出すべきではないか。将来にわたって、この時点で、そういう態度を一貫した基本姿勢を持っていただきたい。それについて、再度ご答弁をいただきたいと思ひませう。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めませう。

市長。

○中芝市長 環境省が正式に方針を出した場合は、市としての考え方はどうかという再質問にお答えをいたしませう。

先ほど、生活福祉部長がお答えしたとおり、環境省において、具体的な方針や施行方法等が全く決まっていませう中で、市の考えは述べられる状況ではございませう。

○井神議長 再々質問を許しませう。

尾和弘一議員。

○尾和議員 押し問答になるわけですが、国のほうが正式に決めてないということなんですけども、将来にわたって、それは決めていこうとしているわけですから、そういう事態になったときにおいては、岩出市においては、そういう放射性物質を含む除染の廃棄物除染土については受け入れをしない、そういう方針をやっぱり打ち出していく。今からその方針を持っていただきたい。重ねて基本姿勢として、その方針

を持って進んでいかれるのか、それとも方針が出たら受け入れしますよということなのか、ここについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど来、議員のほうからおっしゃっていただいております環境省の方針というところですが、先ほど申し上げたように、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、この中に下部組織としてワーキンググループがありますが、その中で検討されているものでありまして、実際、環境省のほうから正式に方針が示されている状況ではありません。ですので、ここで市としての考え方を述べられる状況ではないというのは、先ほど来申し上げているとおりであります。今後ともこの情報等を常に収集しながら、安全で安心して暮らせるまちづくりの理念に沿って、適切に対応してまいりたいと思います。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に質問をさせていただきます。

ごみの有料化の問題であります。

ごみの有料化については、平成22年12月議会において、中芝市長のほうから、有料化の方針が出され、23年6月議会において、重ねて一般質問を行ったわけですが、24年の4月から有料化が実施をされてきました。私は一貫して、このごみの有料化については、減量効果に期するものではない、市民負担を強いるものであるとして反対をしてきたものであります。

その後、この本会議においても質問をしてきております。現在の実態について、どうなっているのか。25年、26年、27年、28年の4月で丸5年が経過をすることになります。そこで、その間の年代別比較の実態、実績ですね、どのような排出量になっているのか、品種別に答弁を求めたいと思います。

さらに、今後のそれを受けて、総括をして、検証し、どのようにしていくのか、その方針をお聞かせください。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員ご質問の7番目の1点目について、まずお答えいたし

ます。

有料化前の平成23年度、可燃ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、家庭系575.38グラム、事業系111.90グラム、不燃ごみにつきましては、家庭系51.31グラム、事業系1.00グラム、粗大ごみにつきましては、家庭系122.74グラム、事業系32.34グラム、資源ごみにつきましては、家庭系76.47グラム、事業系11.89グラム。

続きまして、有料化後でございます。平成25年度、可燃ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、家庭系493.41グラムで、平成23年度と比較しまして、81.97グラム、14.2%の減量、事業系につきましては144.78グラムで、32.88グラム、29.4%の増量、不燃ごみにつきましては、家庭系47.61グラムで、3.70グラム、7.2%の減量、事業系2.29グラムで、1.29グラム、129%の増量、粗大ごみにつきましては、家庭系110.89グラムで、11.85グラム、9.7%の減量、事業系55.60グラムで、23.26グラム、71.9%の増量、資源ごみにつきましては、家庭系85.60グラムで、9.13グラム、11.9%の増量、事業系15.11グラムで、3.22グラム、27.1%の増量。

続きまして、平成26年度、可燃ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、家庭系505.75グラムで、69.63グラム、12.1%の減量、事業系151.49グラムで、39.59グラム、35.4%の増量、不燃ごみにつきましては、家庭系45.31グラムで、6.00グラム、11.7%の減量、事業系1.17グラムで、0.17グラム、17%の増量、粗大ごみにつきましては、家庭系112.68グラムで、10.06グラム、8.2%の減量、事業系55.08グラムで、22.74グラム、70.3%の増量、資源ごみにつきましては、家庭系80.92グラムで、4.45グラム、5.8%の増量、事業系13.42グラムで、1.53グラム、12.9%の増量。

続きまして、平成27年度、可燃ごみの1人1日当たりの排出量につきましては、家庭系502.79グラムで、72.59グラム、12.6%の減量、事業系155.74グラムで、43.84グラム、39.2%の増量、不燃ごみにつきましては、家庭系45.92グラムで、5.39グラム、10.5%の減量、事業系0.44グラムで、0.56グラム、56%の減量、粗大ごみにつきましては、家庭系80.09グラムで、42.65グラム、34.7%の減量、事業系57.43グラムで、25.09グラム、77.6%の増量、資源ごみにつきましては、家庭系79.26グラムで、2.79グラム、3.6%の増量、事業系11.89グラムで、増減なしとなっております。

なお、平成24年度につきましては、有料化が年度途中7月からの実施ですので、期間的に比較対象とならないことから除いております。

2点目の今後の総括・検証・対応についてでございますが、有料化実施前と比較しまして、家庭系可燃ごみなどでは10%強の減量化が図られており、一定の効果があつたものと考えてございます。今後も引き続き、ごみ減量化対策の支援制度の周知・啓発に取り組んでいくことで、減量化を進めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ごみの排出量について、ご答弁をいただきました。一般家庭の部分についてはマイナスをしているということでありました。平成25年6月のこの本会議で、家庭系ごみは12.9%減量、事業系が20.3%増量したと。期待していたまでには至らない、そういう生活福祉部長の答弁がありました。その際、私は、事業系のごみが増加をしております。今、部長が実績を公表していただきましたが、いずれもアップをしている。この実態になっていると思うんですが、そのときに事業者に対して、アンケート並びに指導して、減量化に向けて取り組んでいくということをご答弁をいただきました。

その後、事業系ごみに対して、どのような行動をされてきたのか、具体的に、そして減量化に結びつけていくということにされてきているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、家庭系のごみに関しては、一定の減量が効果としてあらわれておりますが、事業系に関しては、増加をしておるというような状況であります。

この中で、市といたしましては、事業者への働きかけとして、まず、エコショップ・エコオフィス認定制度等を施行いたしまして、これは市内で、ごみの減量化、資源化、環境保全に積極的に取り組む事業者をエコショップもしくはエコオフィスとして認定し、事業者、市民及び市が連携し、ごみ減量化の一層の推進を図るということで進めておるところです。

エコショップに関しましては、現在、7カ所、7事業所、認定をさせていただいております。エコオフィスに関しても、現在、本年度、4事業所を新たに認定させていただいたところ です。

今後も市内の事業所を直接訪問させていただいて、排出するごみの実態調査ある

いは減量化に向けた取り組みを行っていただくように啓発を行ってまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁をいただきましたが、事業系のごみ、これはその当時、問題になっていたわけですが、アンケートとか、出向いて行って、実際にひざを突き合わせて、事業系のごみの排出量を減らしていくための努力というのは、これは、この間、何回ぐらい実施をされたのか。何事業所ぐらい、そういう取り組みをさせてきているのか。それについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

事業所に対してのアンケートあるいは意見を聞く機会が何回あったのかというようなご質問であったかと思いますが、ごみの減量化、資源化に関するアンケートに関しましては、事業所も含め、市民の皆様方に、例えば、健康診断であるとか、市の行事があった際に、ごみの減量化に関してのアンケートを行っております。

平成25年10月から本年28年3月までで、747件の意見をいただいております。例えば、ごみを減らすために一番大切なこととはという中では、最初からごみを出さないように心がけることや、資源とごみをきちんと分けること等の意見がたくさん、結果として出されたりしております。特に、事業所に特化してというところでありまして、先ほど申し上げたエコショップやエコオフィスを認定させていただく際等で、事業所なんかにはいろいろな意見を聞いて回ったりというようなことはさせていただいて、このアンケート結果の中に含めて、検討の材料にさせていただいているところです。

以上です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会では、3月議会に引き続き、冷暖房設備について、2点目に、自治会からの補助金申請について、3点目に、危険建物についての質問を行います。子供たち

の健康や教育環境面、市民生活向上に対する問題を取り上げます。当局の積極的な取り組みを求めるものです。

まず最初に、小中学校への冷暖房についてであります。

冷暖房設備においては、各自治体において、特に、夏場の暑さ対策とあわせ、子供の学力向上の一助や授業における集中力アップ、国が基準としている教室における適切な気温の維持において、岩出市においても改善面が求められてきているものです。3月議会の答弁の中において、この冷暖房設備については、財政状況、補助金の有無、他の教育施策の優先度等を勘案して、適切な時期に判断をしたいと答弁されてきています。冷暖房整備に向けて、基本的な今後の対応をどう考えているのかをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、教育委員会として、計画を進める上で、岩出市の財政状況、国・県の補助金の有無の調査、これが必要とのことですが、この調査や整備に向けての検討はいつまでに行い、適切に判断するという時期は、いつを想定しているのかをお聞きをします。

3点目として、教育委員会として優先度があるということも3月議会では言われています。学校教育施策において、優先度をはかる物差し、岩出市においては、どのような点が優先される施策となっているのでしょうか。教育施策面での優先基準をどう捉えているのか、市の基準をお聞きをしたいと思います。

4点目に、子供たちの健康や学力向上施策につながる冷暖房の整備という点は、子供たちの健康、学習環境の改善、これは優先度の点ではどのような位置づけにあると捉えているのか。設置を進める上でも、市として計画を立てていく上でも大きなかわりがありますので、優先度の位置づけ、これをお聞きしたいと思います。

そして、5点目には、市長にお聞きをしたいと思うんです。中芝市長自身、子供たちの教育環境の改善に向けて、市長としては、財政的支援、これについてはどうあるべきだとお考えなのかをお聞きをしたいと思います。そして、教育委員会から冷暖房整備についての要請、これについてはどのように応えていく考えなのか。

まず最初に、この5点について、当局の認識をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の小中学校への冷暖房について、お答えいたします。

1点目の今後の対応といたしましては、熊本で4月に発生しました熊本地震の際に、学校は避難所として利用されております。本市においても、大規模地震発生時

には、中長期的避難所として学校を指定しており、高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者のスペースを確保することが必要なことから、特別教室へのエアコンの整備を普通教室よりも優先的に進めてまいります。

2点目の調査検討はいつまで行うかにつきましては、1点目でお答えさせていただいたように、防災面での取り組みを優先的に検討していく必要があります。それらと並行して、普通教室についても検討してまいります。現時点で検討完了の時期については定めておりません。

3点目の教育施策の優先度の基準ですが、もちろん児童生徒の安全確保が第一義であると認識してございます。なお、本年度、中央小学校に学童保育の教室がふえたことに伴い、その教室にはエアコンを設置いたしました。このように優先度の高い教室については、早急に対応しているところであります。

4点目の子供たちの健康、学習環境の改善の優先度の位置づけですが、児童生徒の健康、安全等を含めた学習環境の確保は、当然重要な教育施策であると位置づけています。今後も児童生徒の安全確保を第一義に、諸状況を鑑みながら教育施策を実施してまいります。

○井神議長 市長。

○中芝市長 増田議員の小中学校への冷暖房についてをお答えをいたします。

学校におけるエアコン設置については、教育委員会が判断したとおりであると考  
えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 3月議会の答弁、これをもとに、今回は質問をさせていただきました。その中で、実際には、この時期も含めて、市としては将来的な構想というのは、ほとんど全く持っていないなど。実際には、言葉だけが優先されるというんですか、そういう形で、実際のところでは、岩出市の教育委員会としては、今後とも、今の答弁であれば、積極的に進めていく、そういう姿勢がなかったんじゃないかなと、私は思うんです。

再度お伺いしますが、岩出市において、今年度の平成28年度の重点指導目標というものが岩出市教育委員会の中でも示されています。その中では、「めざす子ども像」というところがあります。その1点目に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」と書かれています。そして、「めざす学校像」というところでは、「楽し

く学び合い、分かち合うことに喜びを感じられる魅力と特色のある学校」「すべての命と人権が尊重され、安全に安心して過ごすことができる学校」とあります。

岩出市のめざす子ども像を実現する上で、冷暖房を整備することが目標を達成する私は条件ではないかというふうに思うんです。教育環境を改善することで、授業中の勉強に対する集中力が高まり、確かな学力が生まれるのではないのでしょうか。クーラーを設置することにより、暑さで体調を崩さなくなり、健康で健やかな体の状況がつかれるのではないのでしょうか。生徒が暑いことから来るいらいらなど、楽しく学べない状況から、楽しく学び合える状況に改善され、命と人権が尊重される環境が生まれることにより、安心して学生生活を過ごすことができる、そういうことになるのではないのでしょうか。

こういう点からいうと、優先度という点では、第一義的に岩出市教育委員会として取り組まなければならない、そういう優先度ではないかという状況ではないのでしょうか。このような学習環境を整えることこそ、岩出市の目指す教育像をつくり上げると考えます。この冷暖房問題については、教育委員会においても、そもそも具体的な取り組み、年次計画を立てて事を進めていくという姿勢が問われている、そういう問題だと思います。

紀の川市でも、2017年度、全ての学校で設置がされます。有田市でも、この間、しっかりとした計画を立てて、こういう冷暖房設備が設置が進められてきました。そして、今では、もう全ての学校で完備がされてきています。

教育委員会として、教育施策の優先度面、こういう点においては、先ほど時期は定めていないということを言われていましたが、なぜ時期を定めないのか。年次計画を立てて、なぜ進めようとしないのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

そして、2点目には、岩出市の小学校に冷暖房を設置した場合、総額幾らかかるというふうに市は見ているのでしょうか。

私は、この問題については、この間、何度もこの冷暖房の設置の質問、この間行ってきました。また、他の議員なんかもこういう問題、これまでも取り上げられてきています。そして、そのたびに調査や研究が必要だと、この間、答えられてきています。少なくとも、こういった岩出市で設置する場合、総額どれぐらいかかるのか。また、実際にはこういう額が幾ら上がって、当然、これまでも3月議会で言われたような、国からの補助金割合、これが幾らぐらい出るものなのかということなんかは、当然、この間までも調査されてきている。それは、私は当然だと思うんです。

概算で結構ですので、この岩出市に冷暖房を設置する場合、市としてはどれぐらいの金額がかかると見ているのか、この点もお聞きしたいと思います。

それと、先ほど、中央小学校で学童教室の関係の話、若干、話が出ました。和歌山県の資料で、私たち日本共産党の県議団が県に対して請求をし、和歌山県の実態がどうなのかという資料を請求しました。その中には、平成27年度5月1日時点で、岩出市では7つの学校で、普通教室10教室に設置がされている。こういうことが和歌山県の資料に記載されています。現時点の状況を確認しておきたいと思うんです。

この和歌山県の資料のとおりだとすれば、先ほども言いましたけれども、7つの学校で、普通教室10教室にはもう既に設置されていると。それはどこの学校で、どういうところに設置をされているのかという点、これを確認したいと思います。

そして、同時に、なぜ優先的に、この普通教室に設置をしてきたのかという点も、この理由もお聞きをしたいと思います。

そして、市長に再度お聞きをしたいと思います。先ほどは、教育委員会の考えのとおりですというお答えでした。実際には、教育委員会のほうから現実に岩出市長に対して、岩出市の小学校、中学校、こういうところにクーラーを設置したいというふうな考えを持っている。こういうようなことは市長のところに、これまで何回ほど要請、こういうものが教育委員会のほうからあったんでしょうか。この点もあわせてお聞きをしたいと思います。

まさに、教育委員会の姿勢が本当に市長に届いているのか、ここが問われる問題だと思いますので、市長に対して、教育委員からの要請、教育委員会の考え、こういうものがどういような状況であったのか、この点もお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

ご質問の順番とは多少前後するかと思いますが、記憶にあるものからお答えしていきたいと思います。

まず、エアコン設置にかかる費用、それから補助金についてご質問あったかと思いますが、費用については概算の見積もりは出していますが、いざ設置に向けて入札となったときの影響が考えられますので、答弁は差し控えさせていただきます。

なお、補助金につきましては、補助率は3分の1、対象工事費は、下限400万円、上限2億円となっております。

それから、共産党のほうで調査されたところ、7つほど普通教室にエアコンが入っているというお話ですが、私どもの把握では、3月議会でもお答えさせていただいたとおり、普通教室には設置はございません。特別教室で51.3%の設置率でございます。

それから、なぜ時期を定めないのかというご質問であったかと思えます。これにつきましては、先ほどもお答えしたとおり、防災対策を考慮に入れた特別教室へのエアコン設置を優先的に検討し、それらと並行して普通教室への設置についても検討しているところでございます。しかし、普通教室については、本年度の学級数で考えますと、180教室に及ぶ設置が必要となります。こういったことから、特に、設置に係る計画や予算的な計画については、慎重に検討する必要があり、ある程度、検討する期間は必要であると考えてございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、教育委員会が判断したとおりであります。行政のほうからどうという話ではございません。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほどからの答弁を聞いていますと、本当に岩出市の教育委員会というのは、子供たちの教育条件、この改善を進めていく、そういう考えが本当にあるのかなというふうに私は思うんです。再質のところでも言いましたけれども、岩出市自身が目指す子ども像、こういうところでも、しっかりとそういう岩出市を目指していきたい、教育委員会として目指していきたいという子ども像、これ明確に出しているんじゃないですか。

先ほども言いましたけれども、実際には、確かな学力をつくっていくというような点でもそうだし、楽しく学んでいくというような学生生活を送っていく。そのためには、じゃあ、今、何をしなければいけないのか。そのための優先度というのは、どういう基準でそれを進めていかなければいけないのか。指標自身は立派なものをつくってるけども、全く魂が入っていないんじゃないですか。そもそも、だからこそ、次期、設置をしたいんだけど、いろんなことがあるから、それをすることができないということじゃないんですか。

しかも、先ほど180教室があるから大変やと、こういうことを言われましたね。180教室があるから、年次計画で、どういう年度で何年間かけて、この学校の普通

教室にクーラーを設置していくんだということを考えていくというのが教育委員会の仕事じゃないですか。実際には、この180の教室、本当に全部設置、早く本当にしていただきたいんですよ。そういう点では、この時期というものの、岩出市では、今後、こういうクーラーなんかを設置していく場合に、年次計画なしでつくっていくんですか。実際には、いつから始めたい、こういうことなんかも決めないで、今後も進めていくんですか。

本来ならば、私はいつの一番でも、来年度から、本当にことしはもう無理だけれども、来年、子供たちの環境を変えようやないか。そういう点においては、今年度の補正予算でも、工事との関係でいうたらね、補正予算でも組んで、来年の夏まで間に合わず、そういうぐらいの気構え、心構え、考え方で進んでいただきたいなあ、こういうふうに思います。

しかも、岩出市自体の学校のクーラー、これについて、総額幾らかというのは明らかにできない。入札という関係があるからや、そうおっしゃいました。総額ですよ。各学校の試算じゃないんです。入札というものにかかわるのであれば、各小学校で幾らぐらいかかる、こういう見込みやったら問題があると思いますよ。どこの学校で幾らかかる、その積み上げ、この学校の総額で幾らかかるか、入札では何も問題ないですよ。実際に、本当に総額幾らかかるかということすら調べてないん違いますか。本当に調べているんですか。調べているのであれば、ここでそういう金額、明らかにできるはずですよ。再度お伺いをしたいと思います。

それと、最後に、市長に聞いても同じ言葉しか返ってきませんから、教育委員会に聞きます。これまで市長に対して、学校のクーラーを設置したい、こういうことを市長に、今までどれだけ要請されてきたんですか。この点だけ、最後にお答えをいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

エアコンをつけないことに対して、教育委員会は、子供たちのことを全く考えていないんじゃないかというご指摘、ご質問があったかと思いますが、エアコンは学習環境を整える1つの要因ではありますが、全ての要因ではございません。子供たちを取り巻くハード面・ソフト面、全てのものが学習環境でございます。そういったことを総合的に考えながら、私たち教育委員会は、一生懸命、子供たちのことを考えながら諸施策を推進してございますので、ご理解ください。

それから、180教室あるので大変だと私が申し上げたというようなお話がありましたが、大変だとは申し上げておりません。180、たくさんありますので、特に、設置計画や予算計画等について、慎重に検討したいということをお願いしております。

それから、エアコンの総額についてですが、全ての学校の調査をしているわけではございません。1校の予算について試算はしております。そういう意味で、入札に影響するのでお答えはできません。

それから、市長へ要請したのかということですが、現在、教育委員会でも諸状況を検討中でございますので、まだ市長には相談はしてございません。

以上です。

○井神議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、自治会に対しての補助金申請ということに関して質問をさせていただきたいと思っております。

今、岩出市においては、自治会に対しての補助金施策、こういう面については集会所の建設、維持管理、備品購入などに対して補助する制度があります。しかし、現在の補助規定では、維持管理、また備品購入などの点において、私は改善が求められている点、これがあると思っております。

例えば、備品の購入や簡単な維持補修をした場合、自治会側で、さきに備品というものを、これを購入、これを行った場合、また、簡素な工事だからという形で、さきに自治会側のところで工事をした場合、こういう場合は補助がされない。こういうような規定になっています。備品はいつ購入する予定なのか、また、工事はいつ行われるのかをあらかじめ申請をして、そして、市の許可がもらえない場合は、補助金がないという仕組みになっています。

自治会なんかでは、一輪車が急に必要になったとか、ストーブなんかはいつの間にか壊れていたというようなことなんかも実際にはあるわけなんです。そして、特に、ストーブなんかにおいては、冬の寒い時期なんかには早急に買わなければ間に合わんということなんかは、まさにその集会所の事業、いろんな事業にかかわることですから早急な対応が求められます。

しかし、このような場合、残念ながら、規定上、補助金はもらえないんです。まさにせっかく市がつくっている制度、こういう自治会を助ける制度が有効に機能し

ていないわけです。せめて、こういうようなしゃくし定規なそういう規定ではなく、購入が先であったとしても、せめて年度内においては、こういう補助金制度が活用できるような、そういうような形に見直しをしてはどうかというふうに思います。

また、2点目として、実際にはこういう補助金申請を市に対してする申請書の件です。申請の件においても、私はもっと簡素化を図ってはどうかというふうにも思うんです。集会所というようなときなんかには、いろんな工事の関係、業者さんとの関係、金額的にも本当に大きな額を使うわけですから、大変な状況、いろんな実際には工事は、施工から始まって完成までかなりいろんな状況があると思うんです。そういう場合なんかには、申請書類の必要枚数、これは要ってもある程度仕方がないのかなというふうに思います。

しかし、先ほど言ったように、いろんな備品、一輪車とかストーブとか、また、いろんな窓のちょっとしたサッシなんかをかえたりとか、こういうような場合なんかにおいては、今、本当にたくさんの書類、必要になってきています、こんな場合でも。例えば、そういう備品名、何を買うたんかという部分だけで、自治会の判こも押して、自治会名も書いて、そして買った備品を書く、これ1枚要るんです。今度、補助金がおりの場合の自治会に対しての口座番号、これも自治会のお名前と申請者と印鑑、これも押して、自治会の印鑑も押して、口座番号だけ書いた書類、これが1枚要るんです。そして、受けようとする補助金の額、また、いつからいつまで実施するのかというものを書く書類、これも自治会長さんの名前と印鑑、自治会の判こが要るんです。また、見積もり、一輪車を買うんだったら一輪車の値段、大体幾らぐらいやということを書いた申請書、これも先ほどから同じように、印鑑ついたような書類が要るんです。

請求額、市に対してこれだけの費用かかったから、これだけのお金の額を申請します。これも自治会長さん名と、そして自治会の印鑑、こういうものが今必要になってきています。わずか、例えば、一輪車1つ買うのに、ストーブ1つ買うのにも、これだけの書類を、これ、今の段階では出さんといかんのです。私は、少なくとも、こんな何枚も何枚も申請書類を書かなあかんというような面、これは私はもっと簡素化したらええんじゃないかなというふうに思うんです。

市においても、やっぱり紙代だけでも、せめて資源の削減、こういうふうに、私はつながるんじゃないかなというふうに思います。そういう自治会からの申請書類そのもの自身は、年間、そんなに何件も件数ないかもわからへんけど、そういう面というたら、せめて1枚か2枚ぐらいの、できるんだったら、1枚ぐらいでおさ

まる中身で、もうちょっと簡素化していくというような、そういうことなんかも、ちょっと、私、市としても考えたらどうかなというふうに思うんです。

それと、3点目として、今、せつかくあるこの補助金申請、これも本当に自治会の皆さんに周知されているのかなというふうに考えると、実際には、この間、新興団地の方なんかもかなりふえてきているというような状況で、制度そのもの自身、知らない、そういう自治会もあるんじゃないかなというふうに思うんです。

実際には、岩出市としても、総会、自治会長さん寄せた総会、ここが毎年開かれます。その中で、市として、こういう制度ありますよという、そういう資料なんかも配布はされています。でも、その総会にはやっぱり欠席されている自治会の方も、かなりやっぱり目立つときなんかもあります。そういう点では、改めてというんですか、この制度を活用してもらい、そういうことなんかももっともっと、市としても改めて、自治会さんというのかな、自治会長さんなんかに周知をもっともっと図っていくという、このことを行ってはどうかなというふうにも思いますので、この3点、質問させていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の通告に基づきまして、答弁をさせていただきます。

ご質問の2番目の1点目、備品等を先に購入した場合の地区集会所整備事業補助金交付につきましては、岩出市地区集会所整備事業補助規則及び岩出市補助金等交付規則にのっとり、補助対策の確認、それと適正に補助事業を行うために、事業実施前に交付申請を提出していただく必要がありますので、現在、見直しは考えてございません。

次に、2点目の地区集会所整備事業補助金交付申請時の提出書類の削減につきましても、同様に規則に沿って適正な用途及び事業完了の確認を行うため、必要書類の提出をいただいております。

増田議員、質問の中で、低額な金額なものについてはというような発言もありましたけれども、これは全て公金として補助金の支出をしてございます。金額の大小には関係ございません。我々は、ルール化した中で、補助金を支出しておりますので、その点をご理解をしておいていただきたいと思います。

それから、3点目の新興団地などに対する市の補助金制度の周知です。これは議員も先ほどおっしゃってございましたように、区自治会長会議あるいは市政懇談会において資料の配付のほか、市のウェブサイトで、自治会ということで、それに対す

る補助の手續等を載せておりますので、その一覧を掲載してございます。

また、自治会等の設立時には同様の一覧をお渡しし、丁寧に説明もさせていただいております。

先ほど、議員発言ありましたけれども、その他の制度も含め、周知に今後も努めてまいります。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 再質問しますけどね。市そのもの自身が、よく経費節減、これよく言いますね。無駄な紙を使わない。無駄な電気はつけない。必要最小限のそういう形で、財源が少ないから節税というんですか、経費節減に努めていく、これ盛んにいろんなところで言われるわけなんです。ところが、今、答弁いただいたんですが、これ、わずかA4の1枚で、いろんな紙の申請するわけなんですけども、先ほどの答弁聞いてみて、岩出市って本当に経費節減しようかなというような気持ちあるのかなというふうに思いました。非常に残念です。

しかも、これまで、市の各部署には経費節減、しっかりやれ、こういうふうに指示してきた、まさに指令塔というような部分から、経費節減するような対応をとらんでもええということそのもの自身が、言葉出たのが、私、非常に残念です。しかも、その補助金の部分なんかにおいても、全て事前に申請せなんだら、補助金は渡しませんというような形で、今後も対応していくということです。

低額であっても公金だと。私もこの間、この自治会の補助金申請しました。サッシを工事しました。見積もりは、たしか1万1,880円でした。そして、今、自治会なんか2つに分かれています。だから、自治会に申請を出して、市から出た補助金、これを案分して渡していく、そういう形の補助金の申請でした。実際に市に出してもらえた額は3,000円です。1万2,000円以下ですから、端数は切り捨てるということで、3,000円ぐらいの補助金がもらえることができました。

この申請するのに、何回もこの市役所にやって来ました。場合によっては、いろんな自治会の役員さん、いろんな方おられます。大工さんというような方もおられるし、日当で1日何万円というような方なんかも、こういう形で申請する場合には来られるわけです。そして、申請の不備があれば、だめだという形になってしまいます。

低額であろうがなかろうが、実際には、先ほどとも言いましたけれども、しかも期

日が過ぎれば、それがもらえないという形になってしまえば、そういう日当を払っているいろんな形で仕事されている方なんかは、実際に市役所へ来たけども、補助金ももらえなんだというような対応なんかで、もうやってられんなというような、そういうような思いをしたという声なんかも聞いているんです。だから、額の大小というんじゃないしに、実際には、そういう期日が過ぎたとしても、もう少し、市として臨機応変な対応、こういう部分なんかもとっていくという、そういうことも、私は、やはり市としても、市民に優しい、そういう対応をとるべきではないかなというふうに思います。

改めて、なぜ期日を過ぎれば出さないのか。また、出せない理由はなぜなのか。もし仮に、緊急に必要な場合だったとしたら、市としては、やっぱり大変でしたね。自治会の助成、自治会のために役立ててくださいよ、そういう立場に、私は市としても立っていただきたいなというふうに思うんです。だから、そういう点では、その見直しというものを本当に考えていただけないでしょうか。

そして、文書なんかについても、どう考えても、私、無駄な経費を使っているとしたか考えられないんです。そういう点についても、市として、経費節減という部分を図るためには、いろんな文書、これなんかは何枚もあるというような文書なんかも、経費節減のために、もっと文書整理というんですか、そういうことなんかを市としてはする、そういう考えはないんでしょうか。

そういう点では、この自治会のそういう部分の申請書だけじゃなしに、岩出市の市の基本として、じゃあ、経費節減のために、どうというような対応が必要だというふうに、総務のほうでは経費節減のためには、どういう対応をとらなければいけないのかという点、総務としての考え方、経費節減の考え方、改めてお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　増田議員の再質問にお答えをいたします。

増田議員、先ほど、経費節減はしなくていいと、私が発言したと申されましたけれども、そういう文言は一言も言っておりませんので、まず訂正をしていただきたいと思います。

それから、無駄なことを省くということですが、この自治会等の助成金の申請書類が、増田議員は無駄とっておられるそうですけれども、私どもは無駄とは思っておりません。先ほど申しましたように、これは公費であります。金額の大

小に関係なく、ルール化をして、提出していただく必要がありますので、その点をご理解をしていただかないといけないと私は思っております。

それから、何回も来所したけれどもというような件で、いろんな職業の持っている会長がいらっしゃるといことですけれども、会長さん、直接、本人が持ってきてくれなくても、奥さんであっても家族の方であっても、書類として持ってきていただければ、我々は、それで対応させていただきますので、そういう方がもしおられたということを知ったということでもありますので、その方には、そういうことをちゃんと伝えておいていただきたいな、そういうように思います。

それから、先ほどの期日です。先買って、後で補助金という話ですけれども、先ほどの答弁をもう一度繰り返しますけれども、補助金等交付規則にのっとり補助対象の確認など適正に補助事業を行うため、事業実施前に交付申請を提出していただく必要がありますので、見直しの考えはございませんと、こういう答弁をさせていただきました。

それから、市民に優しくということですが、我々は常々市民に優しい対応をさせていただきます。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 再々質問します。

それでは、私、提案させていただきたいと思うんです。わかると思うんですけども、こういうA4の紙1枚に、自治会の名前と会長さん、判こ押して、振り込む銀行名、この口座名だけこの1枚に申請するんですよ。そして、大きな枠をとって、書く欄あります。それだけで1枚、また別の紙に、同じように、自治会名、自治会長さんの名前、判こ、何を買ったのかと。一輪車と書くだけ。これで1枚。また、違う紙、同じ自治会名、自治会長の名前、印鑑で、幾らかかりました。金額書くだけ。こういう書類が何枚もありますよと、私は言ってるんですよ。

だから、そういう部分なんかは、もう少し申請書類の中身というんですか、そういうものをもう少し、市として集約するというんですか、1枚にまとめて、書きやすいような形というんですか、わかればいいんですから、そういう形で、何といふのかな、手間を省くというんですか、私はそういうのは、何枚も何枚も書かなあかんのは、やっぱり無駄につながっていくんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから、そういう形で、市として、そういう申請書類の見直しをしてはどうです

かと、私は提言していますので、それでそういう形で、今のような実態で見直していく、そういう考えが、今後もないのか。先ほどの答弁では、そういう実態であっても、今と同じような対応をとっていきますという答弁でしたので、じゃあ、そういうような形でなしに、私はこういうふうに、もう少し変えてはどうかというふうに思いますので、その点改めて質問をさせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 増田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

増田議員の申請書の案は、私、今お聞きをさせていただきました。ただ、回答といたしましては、一番最初に答弁させていただいたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、危険建物について質問したいと思います。

この間、空き家となったり、人が住んでいても老朽化が進んでいたとしても、経済的に修繕などができないという状況になって、将来、危険な建物になるということを防ぐことが、今、求められてきています。

ですから、今、岩出市においても、そういう問題を解決の一助となる取り組みとして、岩出市空き家等対策計画というものが、ことし、平成28年3月に岩出市でも策定されています。計画の中では、専門家も含めた協議会というものも設置しているんですが、メンバーの選定、また会議の開催、こういうものなんかはどのように進めようと考えているんでしょうか。

2点目に、計画の資料の中で、将来、特定空き家になり得るとされる家が、目視調査で35件、あき地条例に関して17件が確認されているんだとしています。そして、空き家等対策計画、この中では、さらに今後、岩出市全域の調査を開始すると書かれています。ここで出されている35件と17件という、こういう今の時点でのこういう状況というのは、これから全市的な調査するというんですから、一部だと思うんですね。それでは、全市的に見て、どれぐらいの地域を調査された、そういう数なのかという点、この点をお聞きしたいと思うんです。

そして、今の時点でも、屋根瓦、これが落下しないように網をかぶせている、そういうような家なんかも実際にあります。そういう点では危険建物じゃないのかな

というふうに言わざるを得ない状況を私は思うんですが、こういうような瓦なんか  
が落ちる危険があるとか、ちょっとした風で飛んでいくとか、台風なんかも含めて  
そうなんですが、落ちないような形の対応をとっているというような、そういうよ  
うな状況というのは、岩出市としては、このような状況というのは、どのような認  
識をしているのかというのを聞きたいと思うんです。

そして、こういうような計画の中で書かれている35件と17件、こういう状況を今  
把握されてるんですが、これまでに岩出市として、どのような、そういう家屋に対  
して指導とか相談とか、対策というんですか、そういう指導助言というのを行って  
きたのかという点、この3点、お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 危険建物についての1点目、空家等対策協議会の件についてお答え  
します。

本市では、平成28年度中の岩出市空家等対策協議会の設置に向け、準備を進めて  
いるところです。また、協議会の委員については、現時点では検討段階ではありま  
すが、法務、建築、不動産等の学識経験者や地域住民の代表者等を想定しておりま  
す。

次に、2点目、3点目について、一括してお答えします。

目視調査で把握しました35件の空き家につきましては、現在のところ、撤去など  
緊急に対策を講じなければならない状況ではないと判断しております。また、これ  
までの市の対応としましては、例えば、雑草の繁茂であれば、岩出市あき地の雑草  
等の除去に関する条例により生活環境課で、道路の通行障害に係るものについては  
道路法により土木課で、犯罪に係るものであれば警察等で、空き家の状況に応じて  
各担当所管で対応しております。

今後は、これら関係法令による対応に加え、空家法に基づく特定空き家につきまし  
ては、岩出市空家等対策協議会の意見を踏まえ、指導、勧告等の行政措置を段階的  
に行うよう取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 これも、私、少し提案したいなと思うんです。この対策面、今言われた  
ように、これまでも岩出市として最大限努力されてきたと、そういうふうに考えま  
す。今後は、市としては、計画の中でも書かれているように、設置される協議会の

意見、これを聞きながら判断していきますということです。

しかし、今の時点でも、先ほど言いましたけどね、現実には、網なんかもかぶせて、やっぱり危ないなというふうに見えるところ、実際あるんですね。そういうところなんかも、例えば、今、熊本なんかもそうですけど、大地震がありましたわね。だから、そういう部分でいうと、こういう地震対策面、こういう面なんかと関連させて、そういう危ないという対応できないというような部分なんかについては、市独自の救済策というんですか、特例というんですか、市として、余りにもこれは危険だよというのであれば、市独自で何らかのそういう救済面というようなものなんかも考えていってはどうかというふうにも思います。

そして、実際には和歌山県に対しても、そういう老朽化した家屋に対する支援策、これを県としても、その対応をしっかりと県の施策の中で取り入れてほしいというような要望なんかも、岩出市として、私はもっとやったらどうかなというふうに思うんです。

そういう点では、県に対しての要望とかという、そういう面なんかは、市としてどのように考えておられるのかという点、この点だけ再度お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

今の時点でたちまち危ないところについてはどうするのか、それを地震に絡めて対策していったらどうかというご質問だったと思うんですが、先ほどお答えしたとおり、目視ではあるんですけど、今のところ、空き家の調査をしたところについては、たちまち撤去など緊急に対策を講じなければならないと判断しております。

それと、空き家も、極端に言いますと、そこに生えている雑草もそうなんですが、所有者の財産でありまして、市が勝手に撤去することは財産権の侵害となることから、所有者に対して粘り強く改善を求めるとともに、空家法に基づく手順を踏みながら、今後、慎重に対応してまいりたいと、こう考えております。

それと、あと、県に対しての要望なんですが、県の役割につきましても、市町村の空き家対策を支援するための和歌山県空家等対策推進協議会の設置に向けて準備を進めているところでありまして、今のところ、県に対して、具体的に要望することはございませんが、今後必要に応じて、また対応させていただきたいと思います。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これでは、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時から再開します。

休憩 (14時45分)

再開 (15時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、3点、総括方式で質問いたします。

まず1点目は、文化行政についてお尋ねいたします。

2001年12月に文化芸術振興基本法が施行されましたが、その前文には、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」とあります。

そこで、この基本法を受け、当市の取り組みや考え方について、4点質問をいたします。

まず1点目は、この法律による地方自治体の責務はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

2点目は、現在、当市の取り組みは、どのような取り組みがなされているか、お尋ねいたします。

3点目は、以前にも質問いたしました。子供たちに本物の芸術に触れさせることで、豊かな心を育むことができると言われ、そういった機会をさらにできるだけ多く持てないか、お尋ねいたします。

4点目は、当市の総合体育館などの公共施設の使用料は、他市と比べ高いようではありますが、音楽、バレエ、舞踊等の発表の場として、文化育成の観点から使用料の減免措置はとれないかについて、お尋ねいたします。

次、2点目は、原付バイクの試乗ナンバーについてお尋ねいたします。

125cc以下の原動機付自転車試乗用ナンバーとは、バイクショップ等業者において不特定の未登録バイクを移動する必要があるため、試乗用のナンバーは販売店や整備工場に向け発行されており、自賠責も車両ではなく、ナンバー自体にかけるようになっております、とのことです。原付バイクの試乗ナンバーを発行している自治体も多くありますが、当市においても、この制度を導入できないか、お尋ねいたします。

3点目は、再生可能エネルギーについてお尋ねいたします。

地球環境に優しい太陽光発電は、電力の自由化や家庭用蓄電池の性能も上がり、災害時にも対応ができるので、近年、ニーズが広がりつつあります。和歌山県においても太陽光発電設備導入に補助がなされており、他の市町村でも単独事業として補助がなされております。

当市も、こういったニーズに対応するためにも、市単独で補助するお考えはないか、お尋ねいたします。

以上、3点よろしく申し上げます。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 田畑議員ご質問の1番目、文化行政についての1点目の文化芸術振興基本法による地方自治体の責務はどういったものがあるか。2点目の当市の取り組みはどのようなものかについてであります。文化芸術振興基本法第4条で、地方公共団体の文化振興施策に関する責務が示されております。この法律の趣旨にあるとおり、芸術文化の振興は、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意味を持っているものと考えております。

本市でも、岩出市長期総合計画において、文化芸術活動の活性化、歴史、伝統文化の振興の基本方針のもと、これまで文化関係団体の育成や学校教育の文化活動の支援などを行い、文化祭や公民館フェアにおいて、文化芸術の鑑賞及び活動の成果発表を広く市民や小中学校にも提供するとともに、古くから伝わる根来の子守唄や根来塗りの普及・啓発、後継者の育成にも取り組んできました。

今後は、地域文化振興拠点としての岩出図書館、民俗資料館、地区公民館などに、本年4月にオープンしたねごろ歴史資料館、旧県会議事堂を加え、それぞれの基本的な役割と技能を十分踏まえながら、時代や市民のニーズに対応すべく、文化芸術の振興を図ってまいります。

なお、詳細については教育長から答弁させます。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 田畑議員ご質問の1番目、文化行政について、先ほど市長の答弁を踏まえてお答えさせていただきます。

まず、3点目の子供たちに本物の芸術に触れさせることで、豊かな心を育むことができると言われ、そういった機会をできるだけ多く持てないかについてであります。議員ご質問のとおり、子供たちに発達の早い段階から、できるだけ多くの芸術作品や音楽、演劇に触れさせることは、豊かな心、創造力、思考力、コミュニケーション力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、すぐれた文化芸術の創造につながり、教育上とても大切なことだと考えております。

市では、昨年度、根来小学校において、一流の文化芸術団体による文化芸術による子供の育成事業を体験、鑑賞を行ったことを初め、市内の学校において、授業等で音楽や作品の鑑賞など、できるだけ本物の芸術に触れることを旨とした取り組みをしているところであります。

ほかにも、例年、文化祭の前夜祭として開催する生涯学習を考える集いでは、これまで岩出市出身のアルトサクソ奏者を初めとしたプロの音楽家や演奏家による公演会を実施したり、市や教育委員会が後援した各種団体等による公演会などを広く市民に広報するとともに、小中学校に案内し、鑑賞等を奨励したりしております。

また、この8月には、先ほど市長の答弁にもありましたように、旧県会議事堂において、根来の子守唄保存会の皆様や少年少女コーラス等によるファミリーコンサートを開催する予定にしております。

今後も、本市における文化芸術の振興とともに、子供たちが本物の演奏や芸術作品を体験・鑑賞できる機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の文化育成の観点で、減免措置はとれないかについてお答えします。

使用料の減免については、市内公共施設は平成20年度に、社会体育施設は平成23年度に見直しを行っておりますので、現在のところ減免の見直しや拡大の考えはございません。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 田畑議員ご質問の原付バイクの試乗ナンバーにつきましては、議員ご承知のように、個人に発行するのではなく、許可を受けた業者に限り発行している自治体がございます。現在、岩出市におきましては、車検を要する車両、二輪でございますが、その仮ナンバーについては発行しておりますが、原付バイクに対しての仮ナンバーの発行は行っておりません。

議員ご提案の試乗ナンバーにつきましては、不正使用や未返却等の対応も考慮する必要がありますので、他市の状況等も調査し、導入の有無を今後検討してまいります。

以上でございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員ご質問の3番目、再生可能エネルギーについてお答えいたします。

地球環境に優しい太陽光発電は、家庭用蓄電池の性能も上がり、また、災害時にも対応できることから普及が進んでいることは、認識しております。

和歌山県では、日照時間が長いという地域特性もあり、自然エネルギーの促進を図るため、住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金を実施しております。県に問い合わせたところ、平成23年度では1,562件、平成24年度では2,362件、平成25年度では1,858件、平成26年度で1,176件、平成27年度、827件と、徐々に減少傾向となっております。

また、国においては、5カ年計画の終了により、平成25年度末をもって補助が廃止されております。

一方、太陽光発電の普及率は、総務省統計局の調べによりますと、平成26年で6.6%となっており、これは平成21年と比較して約4倍の伸び率となっております。中でも30歳代では11%で、新築戸建て住宅における太陽光発電の整備率のうち注文住宅では42.7%と高くなっております。これらのデータから、太陽光発電は普及期に入ってきていると考えられます。

また、設置に係る経費ですが、平均的なモデルで比較しますと、平成22年ごろには約60万円程度の費用を必要としましたが、技術の向上や量産化により現在では約30万円程度で設置が可能となっております。

このように新築での普及が進んでいること、あるいは経済的負担感の減少、公平性等の観点から、現段階で補助制度を創設することは考えてございません。しかしながら、太陽光発電の重要性は認識しておりますので、今後の推移を見ながら、普及に向けて効果的と思われる施策を検討してまいりたいと思っております。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず1点目の文化行政についてでございますが、さまざまな文化的な事業を今現在展開なされておられるようであります。そこで、岩出市の場合は、これ

から非常に立地条件がいいもんですから、企業誘致であったりとか、そういうハード面で非常にこれからは大事な時期を迎えてくると思います。それに加えて、特に新しい方々がたくさんおいでになられた岩出市というのは、1つの文化的な土壌をしっかりと花を開かせて、ソフト面で他市よりもすぐれた環境をつくっていくことが、ハード及びソフトにおいても非常に大切な分野に入ってくるんじゃないかなと思われま。

したがいまして、私が、今回、こういう質問させてもらいましたのも、そういう土壌の裾野を広げるという観点からも、また、いろいろなソフト面で、例えば、銀行等でもクラシックコンサートをなされているところもありますし、また、病院等でもそういう試みをなされたり、音楽とか、また、芸術等に触れる機会をできるだけ多くの方に提供する環境づくりも大切なことじゃないかなと。特に、岩出市はそういう文化的な色彩が濃い市だなと言われるような特色をこれから持てたらいいなという思いで、質問をさせていただいた次第です。

これについて、ちょっと何かお考えがあれば、また答弁してください。

2番目の試乗ナンバーの件でございますが、この試乗ナンバーのメリットにつきましては、当然、仮ナンバーと違いますので、車にナンバー設定するんじゃなく、業者等のバイクショップ等に対して発行するものであります。大体1年間を期限として、そのナンバープレートに保険が適用なされます。したがいまして、使い回しをどんどんするわけでございますが、そこで行政側もショップ側も非常に事務の簡素化がなされるということで、非常に事業効率が高くなります。そういうことで、経費の節減にもつながりますし、非常に効果が高い事業であるというふうに聞いております。

そういうことで、若干デメリットも、先ほど答弁にありましたけれども、メリット部分のほうが多いように思います。和歌山市も、現実に今、その試乗ナンバー、125cc以下の分野においてですけども、現在、発行がなされております。当市も若い市でありますので、そういう125cc以下のミニバイク等も非常にたくさん乗られている方も多し、また、バイクショップも、そういう非常に便利な制度があればなという声もたくさんいただいております。そういうことで、一度前向きに検討いただけないかなということで、再質問させていただきます。

3点目は、太陽光発電でございますが、答弁では非常に前向きな、徐々に徐々にそういう風潮になってきているという答弁いただきました。そこで1つ聞きたいのですが、この岩出市におきまして、太陽光発電がどのように、今、何件使われてお

るか、また、推移はどうなっているか、わかればお答え願いたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 田畑議員の再質問にお答えします。

今後の岩出市にとって、文化芸術というのはとても大切だ。また、そういう面で、土壌とか裾野を広げるような取り組みはないのかということ、お答えさせていただきたいと思います。

その中でも、やはり将来を担う子供たちにとって、議員おっしゃるように、子供たちに、できるだけものの芸術に触れていくというのは大切だと思います。ただ、東京とか大阪などといった大都市に、美術館とか音楽ホールが集中し、なかなか地方の子供たちには触れる機会がないというふうなことが、実際であるところだと思いますけれども、我々といたしましては、できるだけそういうハンディとも言えるようなカバーを学校教育においても、また社会教育においても、先ほど言ったように、本物の芸術等に触れる機会をできるだけ努めていきたいと。ご家庭にもぜひ興味、関心を持って、子供たちにそういう機会をふやすようにということを学校を通じて、奨励していきたいと思っております。

逆に、都市部に比べて、地方では、伝統文化という観点からいうと、はるかに子供たちがそういった文化に触れる機会が多いと思いますので、これにつきましても、先ほど市長からありましたように、根来の子守唄等の実演とか鑑賞、そういう機会をふやすなどの取り組みをさらに進めていきたいと考えております。

いずれにしても、岩出市の未来、将来にとって、本当に素晴らしいものになるように、私も考えてございます。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 田畑議員の再質問にお答えをいたします。

試乗ナンバーの件でございます。田畑議員、先ほどおっしゃられたように、確かにメリットもございます。しかし、私、先ほど答弁させていただきましたように、不正使用、未返却等の対応ということです。不正使用で、内容としては、本来、業者でしか取得することができないにもかかわらず、個人が不正にこの標識を手に入れてバイクに乗るといようなケースも、一部例として出ております。

それから、和歌山県内の他市の状況も調べておりますけれども、一部の自治体では、この制度をなくしたいと申し出ている市もございますので、この制度を導入す

るとなれば、手数料条例の改定もあります。また、試乗ナンバーの条例化ということも検討せねばなりませんので、先ほど答弁させていただきましたように、他市の状況等も十分調査した上で、今後、導入の有無について検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再質問、岩出市での太陽光発電設備の普及状況についてお答えいたします。

推移については、詳細把握できておりませんが、関西電力の調べでは、平成28年2月末現在で、本市で太陽光発電設備を設置している家庭1,616件となっております。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、子供の貧困問題についてであります。

子供の貧困が深刻化している問題については、これまでも一般質問において質問をしてまいりました。子供の貧困が発生する社会的背景と構造は、土台に生活不安定化と生活不安の増加があります。これらは非正規雇用の増大、社会保障の連続改悪などです。そして、所得格差、貧困拡大が、現在、社会においては必然的に生じることになります。

このような社会では、ひとり親世帯や疾病入院患者を抱える世帯を生活苦が直撃します。そして、家族の療育機能障害が児童虐待などの現実としてあらわれます。

今、そうした中から、児童相談所への養護相談は全国的に増加の一途をたどっています。最も困難を抱え、最優先にケアしなければいけない子供たちが、児童養護施設や母子生活支援施設などへ入所しますが、施設入所などの権利が保障されないまま、子供の貧困と家族の療育機能障害が放置されると、最悪の結果として、私的に抹殺され、潜在化した親子心中、また子殺しとなって社会問題化します。子供の貧困は、究極的には命の剥奪という形であられるのです。

日本小児科学会は、虐待で死亡した可能性のある15歳未満の子供が、全国で、年

間350人に上るとの推計を公表しましたが、大変深刻な問題となっています。こうした状況を生み出さない対策が必要であり、全国各地でもいろいろな取り組みを行ってきておりますが、この岩出市においても、家庭児童相談事業やひとり親相談支援事業の取り組みを行ってきています。

前回の質問においても、広く周知に努めて取り組む姿勢を示しましたが、これまでの件数及び具体的な対応事例はどうか、まず初めにお聞きいたします。

2つ目に、2013年に子どもの貧困対策法が制定され、それに基づき、2014年8月に子供の貧困対策に関する大綱について閣議決定されました。対策法ができたことは評価できますが、しかし、大綱の一番の問題点は、子供の貧困対策に関する基本的な方針として、子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組むなどを掲げておりますが、改善の目標数値を明示していません。今、16%を超える貧困率をいつまでに、どれぐらいまでに、どのように減らすのか、それを避けている政府の対応は、本気度を疑わざるを得ません。

しかし、大綱では、地方自治体も子供の貧困対策についての検討の場を設けるよう、また、子供の貧困対策についての計画を策定するようにとあります。岩出市では、子ども・子育て支援事業計画が平成27年3月に作成されており、私も前回の質問では、貧困問題についても盛り込むことなどを提案しましたが、この事業計画を拝見し、子供の貧困に関するページは、わずかに1ページ、「子どもの貧困問題への取り組み推進」とだけあり、計画などは明記されておりませんでした。

そこで、計画への市の対応について、今後、作成する考えや方針はあるのか、お聞きをいたします。

3点目は、現在の貧困は大変見えにくく、生活保護なのにスマートフォンを持っているとか、母子家庭なのに子供を誰かに預けて飲みに行ったりとか、周りは非難の目で見られることもあります。しかし、その一方で、毎日、満足に食事ができていないかもしれない。親と子の切なる思いに寄り添うためには、具体的な生活を見ていく必要があります。

子供の養育にとって、家庭、親、保護者の責任が大事なのは言うまでもありませんが、実際に貧困に陥っている子供たちが、憲法で保障された健康で文化的な最低限の生活を社会的に保障するために、子供のことを最優先にした行政のあり方や基本姿勢が求められております。

一人一人状況が違っても、今、政策として何が必要なのか知るためには、子供の実態調査は必要だと考えます。

教育社会学者の舞田敏彦氏によれば、貧困は子供の肥満や虫歯と関連するなど、健康問題の原因となる。日本人はこの事実に対する認識が薄く、貧困は健康問題の原因となると考えるものが少ない。我が国では、この種の問題の原因を当人の責、怠け等に帰す傾向が強く、家庭環境のような外的要因に目を向けるのをタブー視されている。貧困に由来する学力格差や健康格差から目をそらしてはならない。

今、東京都足立区や佐賀県武雄市などは独自の調査を行い、実態把握に努めています。こうした取り組みにより、生まれによってライフチャンスが制約されることのないような社会の実現が望ましいと新聞記事に掲載されておりました。非常に大事なことであると思います。

県別の子供の貧困率、雇用実態調査で、和歌山県はワーキングプア率が12.1%、非正規労働者率が38.5%、子供の貧困率が17.5%と、全国の順位であらわすと9位の位置を示し、非常に高くなっております。

子供が多い岩出市、また、ひとり親家庭も多い市として、貧困実態調査を行うことと見えてくる支援策や事業の取り組みの必要性があるかないかが見えてまいります。実態調査の実施を求めますが、どうか、お聞きをいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市来議員ご質問の子供の貧困問題を問うの1点目、子供の貧困問題への取り組み施策の件数及び対応事例につきましては、市では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供の貧困対策への取り組みといたしまして、家庭児童相談事業やひとり親相談支援事業を行っているところであります。

平成27年度における家庭児童相談事業の該当件数は378件、うち家庭訪問が164件、電話相談が109件、来庁による相談が105件、ひとり親相談支援事業につきましては、具体的な件数集計はしておりませんが、月に2から3件程度となっております。

対応事例につきましては、家庭児童相談事業におきましては、虐待相談や養育相談、不登校相談、保健相談に対応しております。また、ひとり親相談支援事業では、貸し付け相談や就労相談、母子生活支援施設への入所相談などに対応しております。

ご質問の2点目、子供の貧困対策についての検討の場と計画の策定につきましては、市では、平成25年10月に岩出市子ども・子育て会議を設置し、子供の貧困対策について検討してまいりましたので、引き続き当該会議において検討していきたいと考えております。

次に、計画の策定ですが、市の貧困対策については、子ども・子育て支援事業計

画の中で位置づけ、対策事業を実施しているところがございますが、現在、和歌山県において、子供の貧困対策計画策定を予定していると伺っております。

今後、県の計画を参考に、子ども・子育て会議において検討してまいります。

ご質問の3点目、実態調査につきましては、国の大綱で示された指標では、相対的貧困率を含め、平成25年度に行われた国民生活基礎調査に基づくものが多く、このような大規模な調査を市の単独事業で、市全体に対して行うことは困難であり、考えておりません。

市といたしましては、県の計画策定に伴う統一的な調査の状況、3月議会でも答弁させていただきましたように、生活保護世帯やひとり親世帯の状況等を通じ、実態を把握していきたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点だけお聞きしたいんですが、実態調査については、前回同様に、今やる方向性はないと言われたんですが、その方向性としてできない理由、そうした理由というのは何かあるのかどうか、その点だけについて、生活保護の部分で知っていく。例えば、就学援助だったりという部分でつかんでいくという方向性だけでいいと考えるのか、それとも、実態調査をできない何か理由があるのか、その辺についてだけお聞かせください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

実態調査について、できない理由は何か。それから、生活保護世帯等による把握でやっていくのかというようなところがございますが、この実態調査につきまして、仮に市全体の子供のいる家庭を対象にするということになりますと、かなり大規模な調査になるというふうに考えております。その中で、どのような項目あるいはいろいろな各世帯の個人情報あるいはプライベートな部分、かなり出てくるというところもございます。いろんな実施するに当たっては、規模の問題、内容の問題、さまざま検討していかなければならない部分が多いと考えております。

よって、現時点で実施するということは考えておりません。

それから、生活保護世帯あるいはひとり親世帯、現時点で市のほうで把握できる貧困と思われる世帯の状況を通じて、実態を把握し、対応を検討していきたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 不登校児童生徒への支援策についてであります。

不登校児童生徒への支援に関する中間報告、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進、文部科学省初等中等教育局長の諮問機関として、平成27年1月に発足し、不登校児童生徒の社会的自立を支援する観点から、不登校児童生徒の実情の把握、分析、子供における不登校児童生徒生徒への支援の現状と改善方策、学校、外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策、その他、不登校に関連する施策の現状と課題について、調査研究を行う役割を与えられ、作成されております。

この報告は、学校や教育関係者等における取り組みの充実に資するための指針となる提言を盛り込んでおり、国、各教育委員会や学校等において、関係者が本報告を活用し、今後の不登校に関する取り組みのさらなる充実を図ることを期待したいと本文上に書かれております。

この中で、不登校の定義と認識では、不登校については、特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、教育関係者は当事者への理解を深める必要がある。

また、一方で、不登校という状況が継続し、結果として、十分な支援が受けられない状態が続くことは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その対策を検討する重要性についても十分に認識する必要がある。

豊かな人間性や社会性、生涯を通じた学びの基礎となる学力を身につけるなど、全ての児童生徒がそれぞれの自己実現を図り、社会の構成員として必要な資質、能力の育成を図ることは喫緊の課題であって、早急に不登校に関する具体的な対応策を講じる必要がある。

不登校の要因や背景としては、本人、家庭、学校にかかわるさまざまな原因が複雑に絡み合っている場合が多く、さらにその背景には、社会における学びの場としての学校の総体的な位置づけの変化、学校に対する保護者、児童生徒自身の意識の変化等社会全体の変化の影響力が少なからず存在している。そのために、この課題

を教育の観点のみで捉えて対応することには限界があるが、義務教育段階の児童生徒に対して、教育が果たす役割が大きいことを考えると、不登校に向き合って、懸命に努力し、成果を上げてきた関係者の実践事例等を参考に、不登校に対する取り組みの改善を図り、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭の働きかけ等を行うことで、学校教育としての責務が果たされることが望まれる。

ただし、不登校は、その要因背景が多様であり、学校のみで解決することが困難な場合が多いという課題があることから、本協力者会議においては、学校の取り組みの強化のみならず、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援、家庭の協力を得るための方策等についても検討がなされています。

なお、不登校については、多様な要因、背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と決めつけてはいけない。不登校の児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、全ての児童生徒が安心して学べる環境を実現するために、学校、家庭、社会は、不登校児童生徒に対する共感的理解と受容の姿勢を持つことが大事であるとあります。

不登校の解決の目標は、児童生徒が、将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。その意味において、不登校対策は学校に登校するという結果のみを最終目標にするのではなく、児童生徒がみずからの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要であります。

岩出市では、平成26年11月時点におきまして、不登校児童生徒の現状は、小学生6名、中学生42名となっており、そのうち長期にわたり継続している児童生徒の数は、小学生3名、中学生22名となっておりました。具体的には、学校に行きたくても行けない児童生徒は、小学生3名、中学生が17名、退学は、中学校が1名、どちらとも判断しにくいまたは複合要因は、中学生4名となっております。また、中学1年生の不登校生徒のうち小学校から不登校が継続している生徒は2名と報告されておりました。

不登校の現状にどのように対応するか、学校も保護者も、そして子供自身が悩み続けております。子供たちを苦しみから救い、学びを保障するためには、悩める子供たちの実情に合ったきめ細やかな取り組みが大変重要であり、急務です。

そこで、まず、今現在の小学生、中学生の不登校生徒の現況について、お聞きをしたいと思っております。

2点目は、これまで市においてもさまざまな取り組みを行ってきたかと思ひ

ます。その取り組みの成果と見えている今後の課題についてお聞きをいたします。

3つ目は、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進についてであります。不登校児童生徒への支援については、個々の児童生徒ごとに不登校となったきっかけや不登校の継続理由が異なることから、それらの要因を適切に把握し、個々の児童生徒に合った支援策を策定し、その支援策を学校や家庭、必要に応じた関係機関が情報を共有して、組織的、計画的に実施していくことが必要です。そのためには、学校、家庭、社会が連携・協力し、不登校児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか、正しく見きわめ、アセスメントを行い、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要です。

連携ネットワークにおいては、不登校児童生徒への事後的な対応のみならず、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等のそれぞれの間の連携を重視して、個々の児童生徒が抱える課題に関して情報交換し、必要に応じて対策を協議するなどして、一人一人の児童生徒が自己の存在感や自己実現の喜びを実感できる学校教育の実現に向けて、日ごろから連携を図れることが望まれるというふうに考えるのですが、こうした連携の強化、支援の推進については、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の一般質問2番目、不登校児童生徒への支援策について、一括してお答えいたします。

まず、不登校児童生徒の現況につきましては、平成26年度の不登校出現率は、小学校では、県が0.53%に対し、岩出市は0.15%、中学校では、県が3.45%に対し、岩出市は3.18%となっており、県の不登校の状況に比べ、本市では比較的低い数値になっております。

なお、平成27年度の県の集計はまだ出ておりませんが、本市の状況は、小学校で0.12%、中学校で3.58%となっております。

市の取り組みにつきましては、玉田議員の一般質問でお答えしたとおり、不登校の未然防止と早期発見・早期対応に努めているところであります。その成果につきましては、新たな不登校をつくらぬを合い言葉に未然防止に力を入れた結果、特に、小学生の不登校出現率が、県と比較しても極めて小さい数値になっていることが上げられるかなと考えております。

一方、課題といたしましては、県・国の状況でも同様ではありますが、中学校での不登校が多いということでもあります。

切れ目のない組織的な支援の推進につきましては、先ほどもお答えした中学校での不登校が多いという課題を受けて、小中交流授業参観を実施しております。これは小学校の教員と中学校の教員がお互いの学校を訪問し、それぞれ異校種の教育をより深く理解することを通して、子供たちの小学校から中学校への接続をスムーズに行えるようにすることが狙いであります。

また、不登校児童の状況と特別な支援を要する児童については、小中連携シートを作成し、小学校から中学校へ申し送ることにより、小中学校間で切れ目のない支援に努めているところであります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今、状況について、数字等々でおっしゃられました。県よりも低いという形での報告であります。また、数字的には低いんですが、実際に、やっぱり不登校問題というのは、岩出市でもちゃんと起こっているということなんで、そこを踏まえながら、しっかり、この問題にどのように対応していかないといけないのかということを考えていくのが一番大事だと思うんです。

当然、今さっきおっしゃられたように、不登校をつくらない取り組みというのは重要であり、大変大事なことであります。また、早期発見というのも必要でございます。

私が言いたいのは、今、不登校になられた生徒たちが、どういった対応をして、ケアを受けたり、いろんな形での対策を打っているかということをお聞きをしたいんです。

今現在、不登校になられている生徒の方々の支援、この方たちの支援というのはどのように、まずなっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市來議員の再質問、現在、不登校になっている生徒への対応はどうかということではありますが、現在、フレンド適応教室がありますけれども、そこにおいて行っている生徒に対しては、学校が教頭、それから教育相談担当の教諭、担任が日々訪問しながら、また、学校行事とかプリント類を渡したりしながら、フレンドの先生とともに、子供たちの支援をしているというところであります。

それから、また、フレンドに行けていない児童生徒に対しても、同じように学校で管理職を通じて、教育委員会とも相談しながら、常に支援の方法を考えていっているというところであります。

不登校、フレンドにも行けてない子供たちへの支援というもので、昨年度は、ほとんどの生徒たちが進路希望、高校に進学したということで、これも粘り強く、子供たちのきめ細やかな取り組みの結果、あらわれているのではないかなというふうに考えております。

先ほども言いましたように、やはり基本的には、教員一人一人が子供たちに対してカウンセリングマインドを持ちながら、不登校にならない、なったとしても早期にきめ細やかにかかわりながら、子供たちの支援をしていく、こういう姿勢を持って、市の教育委員会は進めているところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 フレンドのほうに足を運んでこられる生徒さんについては、大変、私も相談者の中にいらっしゃったというのはあるんです。ただ、やっぱり気になるのは、そこにも通えない子供さんが、実際には数多くいらっしゃいます。フレンドさんに通われている子供の数よりも、そこに通えない子供の数のほうが、はるかに大きいというのは状況があると思うんです。

そうした方たちの手だてとして、今でいう、教員サイドが訪問したりという形で、いろいろされていると思うんですが、いろいろ専門家の方策とかを読んでいますと、そこだけでは、もう実際には限界があるということも言われています。当然、ソーシャルワーカーさんやスクールカウンセラーさんの力をおかりしながらできるのかというの、いろいろやっておられるとは思いますが、まず、そうしたスクールソーシャルワーカーさんやカウンセラーさんなどの力をかりるという点で、岩出市として、非常に生徒が多いという中では、実際にその数が足りているのかというのが、1つ問題になってくるかと思えます。

その辺について、まずお聞きしたいのと、ありとあらゆる力を使いながら、この不登校の生徒に寄り添うということでは、やはり教員だけでは、例えば、子供さんだけの不登校の問題があるだけではなく、家庭環境にあったり、保護者側にあたりといった、いろんな個々に違うというふうに、さっきも言わせていただいたんですが、ケースによっては全然違います。

そうした場合は、やはり学校の先生だけではなく、いろんな方々が交わるとい

うか、地域の例えば、民生児童委員さんや、そういう児童の福祉の関係やっ  
っしやる方などを含めた、かかわりを家庭からつくっていかないといけないよ  
うな場合もあると。そうしたときには、そのような全ての力をおかりしなが  
ら、その家庭を見守りながら、子供たちに不登校対策からしっかりと救っ  
ていってあげることが必要だと考えますが、その辺についての取り組みにつ  
いて、今やっているよ、言われなくてもやってるよというようなことやっ  
たり、今後、そういうことも含めた全国的な事例、いい事例がたくさん出  
てきている報告もありますんで、そうしたものを参考にしながら、この問  
題をしっかりと、教育委員会としても捉えて、やっていくというような方  
針、また考えがあるのであれば、そちらのほうをお聞かせ願いたいと思  
います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

現在、不登校になっている生徒に、スクールカウンセラーとかスクールソ  
ーシャルワーカー、いろんな組織的な取り組みの中で立ち直る方法とか、  
現在、岩出市ではどうしているのかということの質問でありますけれども、  
スクールソーシャルワーカーにつきましては2名、そして、スクールカウ  
ンセラーにつきましては、昨年度に比べて、ことし1名の増ということで、  
そういう対応をさせていただいております。

それから、組織的な取り組みということで、先ほど、ケース会議連携シ  
ートという話をしたんですが、そういうケース会議の中にはソーシャルワ  
ーカー、スクールカウンセラーが入ったり、また、市の福祉部とも連携  
したり、また、その他の関係機関とも連携しながら、1人ずつのケース  
について対応し、その子にとってどのような支援をしていくのかとい  
うふうな、そういうことでしておるわけです。不登校になった子供の要  
因というのは、本当にさまざまで、勉強がわからない、それから人間  
関係、そして家庭の変化になった、また、なったときの時期によつて  
もということで、本当に1人ずつ違いますので、きめ細かい観点から  
見ていきながら、その子に応じた支援ということをしております。

岩出市では、昨年度、岩出市のほうで不登校改善の実践事例というの  
を作成したわけですが、これにつきましては、これまでの岩出市の先生  
方が経験してきた実践集をつくって、初期対応ができた、そして仲  
間に支えられて改善できた、また、粘り強い継続的な取り組みで改  
善できたという、うまくいった事例とうまくいかなっ

たことも踏まえながら、教職員の研修会などに使いながら、特に、若い先生にとって役に立っているということを知っていますので、今後このような取り組みも進めながら、職員一人一人が、本当に子供たちのためというふうなことで考えてやっていきたいと考えております。

○井神議長 これでは、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 ねごろ歴史資料館についてでございます。

ねごろ歴史資料館は、旧和歌山県会議事堂の横に、ことし4月にオープンいたしました。岩出市の歴史と文化を伝える地域をねごろ歴史の丘と名づけ、市の取り組みとしても観光に力を入れて取り組まれております。せっかくできた資料館、より多くの方に観光に来ていただくこと、また、中に入って見ていただくことが狙いですが、まず、これまでの入館者数と年間来場者数の目標をお聞きをしたいと思っております。

2点目は、ねごろ歴史資料館について、市民の皆さんからどういった評価を聞いているのかということについてお聞きします。

3点目については、入館料についてであります。ねごろ歴史資料館は、現在、大人300円、子供100円、団体さん10人以上の場合は、大人240円、子供は80円と設定されております。この入館料に対し、私もいろんな方々からお声をかけていただきました。ちょっと高くはないかということでございます。今回、この質問は、入館料の見直しの考えをお聞きをしたかったのですが、通告後に、岩出市の広報で、一乗閣のほうにお金を取って、この資料館が無料になるというふうな形で上がってきました。この変更になった件についても、経緯をお聞かせ願いたいと思っております。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問のねごろ歴史資料館について、一括してお答えをいたします。

ねごろ歴史の丘として、本年4月1日に開館して以来、5月末現在、ねごろ歴史資料館は3,231人、旧和歌山県会議事堂は6,179人の入館者数で、延べ入館者数は9,410名となっております。また、年間来場者数の目標につきましては、特に公表はしておりませんが、ねごろ歴史資料館、旧和歌山県会議事堂ともに、年間2万人の入館者を目指しております。

ねごろ歴史資料館は、埋蔵文化財出土品や古絵図を展示しているほか、映像により史跡根来寺をわかりやすく紹介しております。また、根来寺の現在と最盛期を対比的に見せる展示となっており、初めて来られた方からは、根来寺の歴史や経緯について、とてもわかりやすく学習でき、いろいろと参考になりましたと好評を得る一方で、入館料が高くないですかと入り口でお帰りになられる方もいました。

一方、旧和歌山県会議事堂は、木造和風建築の議事堂としては、国内で最も古く、明治31年に和歌山市一番丁に建築され、その後、3度の移築を経て、現在の場所に復元されたものでありますが、入館された方からは、木造建築物で、このような大きな建物が往時のままの姿で残っていることに感激した。また、一乗閣当時の記憶がよみがえって懐かしいという声をよくいただいております。

ねごろ歴史資料館の入館料につきましては、開館時より行ってまいりました特別展示が終了となることから、より多くの方々に岩出市の文化と歴史に触れていただくために、7月1日から特別展示開催時を除き、無料といたします。

同時に、旧和歌山県会議事堂につきましては、市民の皆さんや一乗閣にゆかりのある方々も十分ごらんいただいたものと考え、文化財としての維持管理の観点から、7月1日、同日より入館料の徴収を予定をいたしております。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 市長が、今お答えになったんですが、特別展示開催中がなくなるので無料になるという話なんですが、ということは、特別展示開催中ということは、まだ新たに300円を取るという形になるのか、その辺だけちょっと確認させていただきたいんです。

あと、いろんなさまざまな配布物が、あちらのほうではございます。その中で、この資料館についても、当然お金かかるのがあるんですが、こうしたものについてもきちっと変更されるのか、やれるのかということなんです。300円、今、お金取りますよという形に書いているんですが。というのは、配布物の中に、緑化センター等々、今、無料になってるんですが、お金を取る、料金表示設定がこうした中に全部書かれているんです。そうしたものについても、せっかくあそこ全体を含めて、ねごろ歴史の丘という形になっているのであれば、この表示についても、ちょっと見直しというか、料金取ってないのに、料金表が書いているというところについては、ちょっと消すなり何なりした対応策が必要ではないかと考えますので、その辺について、お答えをお願いしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 市來利恵議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

特別展期間中が終わったことで無料化したということで、今回なっております。また、今後も、特別にごらんいただけるような、通常展示してないものでありますとか、公開してないような出土品、また、根来から出土したもので、例えば、県の博物館でありますとか、国の所蔵になっているもの、そういったものを借り受けて展示すると、そういうふうな特別展を企画してまいりますので、その期間につきましては、また、それにかかる費用、ポスターでありますとか、警備でありますとか、そういう費用もかかってまいりますので、その期間につきましては、また入場料を徴収したいと考えております。

それから、ご指摘のありました配布物でございます。配布物につきましては、7月1日からねごろ歴史資料館、旧県会議事堂ともに、新たにリニューアルいたします。それから、また、それに伴いまして、料金表示もわかりやすく入り口正面などに掲示させていただくように、ただいま準備を進めております。

○井神議長 再々質問はありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 最後、1つだけなんです、市民の皆さんから高いと言われたところで、高齢者割や障害者割もあってもいいのではないかというご意見をいただいたんです。というのは、やはり、より多くの方々が社会参加として、障がい者の方であったら、いろんなところに行っていただいたり、やはり岩出を知っていただくというところでは、いろんな方々に来ていただくかと思うという点では、こうした点も踏まえて、考える必要はないかということをおききたいんで、ぜひ、そうしたことの検討については、考えというのはお考えにならないのか、この辺をお聞かせください。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 市來議員の再々質問にお答えさせていただきます。

たくさんの方、また、多様な方に入場していただくための方策といたしまして、現在、入場料金の設定におきましては、割引というのは団体料金以外は設定してございませんでした。今後につきましては、もんろん団体割引料金は継続していきます。それから、身体障害者等の手帳をお持ちの方の入場につきましても、無料化に

したいと考えております。

それとあわせまして、4月1日から入場料の見直しすることによって、根来寺の入山料とセットになりました旧和歌山県議会議事堂、根来寺の共通入場券ということの販売を予定しております、それぞれの施設で料金を支払って入場するよりもお得な金額となっております。

これによりまして、また根来寺へお越しのお客様、旧県会議事堂へお越しのお客様、どちらのほうでもお客様の相互でやりとりといたしますか、誘導といたしますか、そういうことが可能となりますので、入館者の増加につながるものと考えています。

この方策を取り入れるに当たりましては、また、根来寺と旧県会議事堂、ねごろ歴史の丘との間の円滑な交通というのも必要となってまいりますので、観光客の方が安全に、かつ円滑に行き来できるように、歩道の整備等も検討してまいりまして、観光振興全体的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井神議長 これでは、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、平成28年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時05分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成28年6月29日

岩出市議会議長 井神 慶久

署名議員 梅田 哲也

署名議員 田中 宏幸